



彩の国さいたま

# 建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'99/10

OCTOBER.15.FRI No. 82



さやま大茶会（狭山市提供）

建産連の

SLOGAN  
活動指標

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

## 卷頭言



### 道路について

松本 喜八郎

皆さん、自分の住まいから一歩外に出たならばそこは道路であると言うことはよくご存知のことと思います。道路は何かと我々の生活に密着し過ぎて居りますので、その公益性的役割を一般的には忘れてしまっているのが現況のように思われます。

道路空間の事は全然考えずに公共的存在である道路に何もかも任せてしまい、一言で申しますと掃き溜めのよう扱っているとも思われるのです。現在の道路をあらためて見直しますと道路環境の整備は目下の急務であろうと思う次第であります。

顧みて我が埼玉県内の道路網を見た時には首都東京を中心とした南北方向に厚く、県内を横断する東西方向に薄いと言うのが現況であります。そしてその道路の改良改善は急速な車社会の進捗に追いつけず各所で混雑渋滞の現象が毎日発生しているのが現状です。

道路の混雑渋滞は埼玉県ばかりでは無いのでしょうが、ちなみに全国的な統計では5年前のデータに依ると1ヶ年間で人件費では12兆円、又燃費では6,000億円と言う程膨大な損失が発表されています。この様な損失は道路に関係ある方々の努力に依って少しでも解消し国民生活の環境改善に努めなければならないものと思っている次第であります。

道路は我々のおおよその生活行動がこれを利用することで成り立ち、かつ生活の質は道路の利用状況で大きく左右されると言う事でもこの空間の改良改善は是非とも行わなければならないものと考えられます。

この様な現況において一歩外に出ればそこは道路であります。私達としても道路環境、また道路空間の改善を身近な問題として考えるのは当然のことと思われます。

今、電線の地中化が叫ばれはじめ、21世紀の情報通信化時代を迎えようとしているとき一部では既に手掛けられております。英国やまた、ニューヨークなどでは電線の地中化を計画しこれを完了するまで約100年を要したと聞いております。私達も道路空間の整理整頓を早急に促進して道路の混雑渋滞の緩和処理対策を立てるべきであろうと思います。

埼玉県の道路から電柱が一本も無くなったら道路環境の美化ばかりでなく、交通安全についても大いに役立つものと思う次第です。

今こそ道路環境の美化を念頭に置いて道路空間の整理を実施し生活環境の最善化を心掛けるべきであろうと思い、電線の地中化を心から期待する次第であります。

(埼玉県道路舗装協会長)

## 建産連ニュース・目 次

### 表紙写真説明

毎年11月、稲荷山公園を会場に、一面に広がる芝生と松の木に囲まれた茶席で、さやま大茶会が行われます。

この茶会は、狹山で生まれた抹茶「明松」、玉露「伊利麻路」、そして本市の友好交流都市である新潟県津南町の全国名水百選にも選ばれている「竜ヶ窪の水」を使用しており、晩秋の自然の中で、お茶の香りにつつまれながら銘茶と名水の奏でるハーモニーが楽しめます。

◆ 卷頭言 .....	1
◆ 特集・「建設産業再生プログラム」骨子と概要 .....	3
◆ 行政情報	
(1) 衛星通信ネットワーク整備事業 .....	7
(2) 荒川の舟運物流復興構想 .....	9
(3) 県の公共工事コスト縮減－実績と実施事例 .....	14
(4) 県外産業廃棄物事前協議制の導入 .....	17
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その79）」 —— 狹山市 —— .....	21
◆ トピックス	
(1) 住宅性能保証制度について .....	24
(2) 中小建設業の生きる道－建設業経営講習会 .....	27
◆ 連合会の動き	
(1) 建設生産システム合理化推進協議会 .....	28
(2) 理事会、委員会報告 .....	30
(3) 研修指導委員会のパソコン初級講習会 .....	32
(4) 全国府県建産連会長会議 .....	32
◆ 企画シリーズ・県内文化遺産めぐり 埋蔵文化財関連遺跡探訪 (12) —— 難波田城跡の整備と保存 —— .....	34
◆ 告知板	
(1) さいたま新都心街びらき記念事業実行委員会 .....	38
(2) 「街道散歩・歴史家気分」事業－県教育委員会 .....	38
(2) 講演会のお知らせ……事務局 .....	38
◆ 連載 植物を旅する（その5） コシガヤホシクサ .....	39
— 有瀧忠彦 — .....	39
◆ 建産連だより 会員団体の動静 .....	43
◆ 連合会日誌 .....	48
(財)建設物価調査会案内広告 .....	33

## 特 集

# 建設省が「建設産業再生プログラム」を策定

## －骨子と概要を掲載－

建設省は7月1日、「建設産業再生プログラム」を策定した。平成7年4月に「建設産業政策大綱」を策定したが、その後の経済社会の状況変化の激しさ、スピードとも予想を大幅に上回るものであり、政策大綱をさらに発展させていくことが求められたと、再生プログラム策定の背景を述べている。また、今回は、大手総合建設会社に主たる焦点を当てたが、地方建設業界、専門工事業界等についても、当てはまる共通の課題についても方向性を示すことにしたとしており、中小建設産業の今後の在り方を考えるうえで益するところが大きいと思われる。「建設産業再生プログラム（骨子）」と概要を掲載する。

## 建設産業再生プログラム（骨子）

### I プログラムの意義と行政の役割

#### 【プログラム策定の背景】

- ・我が国経済が低迷する中で、大きな構造変化に直面している建設産業のあり方は、国民や市場の大きな関心事。
- ・このため、建設産業界との意見交換、学識経験者等からなる研究会での議論を踏まえ、建設産業の戦略的な取組みの方向について、プログラムにとりまとめた。
- ・平成7年4月に策定した「建設産業政策大綱」を踏まえ、その後の状況変化に対応して、重点的な課題整理を行うもの。

#### 【建設産業再生の意義】

- ・厳しい環境の下で、建設産業においても競争が激化し、建設産業も淘汰の時代。
- ・個々の企業の勝敗は市場で決まるが、単に失敗した企業が排除され、リストラに成功した企業が生き残るだけでなく、企業間の公正な競争を通じ、21世紀の経済社会のニーズに応えられる創造力と活力を有する産業となることが、「建設産業の再生」。

#### 【プログラムの対象】

- ・建設産業の中で大きなウエイトを占め、バブル崩壊以降、厳しい経営環境にある大手総合建設会

社の今後のあり方に焦点を当てつつ、全建設産業に共通する課題についても、必要に応じて方向性を示した。

- ・地方建設業界、専門工事業界等のあり方についても、議論を深めることが必要。

#### 【行政の役割】

- ・「建設産業の再生」は、各企業の自己責任、自助努力により進めて行くべきもの。
- ・行政は、国土空間のあり方、公共事業の発注、建設産業の健全な発達と消費者保護などについての責任を有する立場から、将来展望を提示しつつ、企業の多様な選択を可能にする環境整備と競争性を重視した公正な市場環境整備を行うもの。

## II 建設投資の動向と建設産業の現状

### 1. 建設投資の動向

- ・バブル崩壊以降、我が国経済が低迷する中で、今後の建設投資についても、全体としては弱含みで推移。

### 2. 建設業者、建設就業者等の動向

- ・建設就業者数は、平成9年11月以降、減少傾向が続く。
- ・建設業許可業者数については、企業規模や業態等で多様なものが混在し、総数だけを論じる意味はありませんが、公共工事の元請実績のある業者数等の動向から見ても、供給過剰な状況。

### 3. 建設産業の経営状況等

- ・建設業者の経営状況は、厳しい経営環境を踏まえ、財務状況が悪化。
- ・特に、大手50社は、受注が大幅に減少し、利益率の低下も著しい。また、有利子負債・保証債務、滞留している完成工事未収入金も増加。
- ・建設業者の倒産も増加し、一部上場企業などの大型倒産も発生。

## III 建設市場の構造変化

### 1. 投資分野の変化

- ・需要内容の多様化が進むとともに、新たな需要が見込める分野（都市環境の改善、環境対策、高齢化社会への対応、情報化への対応など）も。
- ・海外の建設市場も、技術力や提案力で国際競争力を有する企業には、戦略的な分野。
- ・CM、PMなどの施工管理等の業務、PFMなどの公的な業務、既存施設の維持・更新サービスなどの建設関連業務なども成長期待分野。

### 2. 発注者ニーズの変化

- ・民間発注者の競争の激化から、受注者にもコストの削減や透明化を求め、競争入札の導入や分離発注、CMなどのニーズ発生の動き。
- ・公共発注についても、民間の技術力を活用した発注方式に加え、発注者の体制に応じて外部組織を活用する仕組みやPFMなどの制度の検討も進む。

### 3. 供給サイドの構造変化

- ・近年、メーカーや専門工事業者が競争力を伸ばすとともに、「材工一式」や「分離発注制度」などの生産体制も普及。

- ・建設技術の汎用化の進展により、中小企業等が施工できる分野が拡大し、コスト面での中小企業や地場企業の有利性と相まって、大手総合建設会社にとって厳しい状況。
- ・さらに、リフォーム市場等では、専門工事業者やメーカーと総合建設業者の関係、地場企業と全国展開している企業の関係なども多様化。

#### 4. 経済社会からの要請

- ・大手総合建設会社を中心とした有利子負債の削減やリストラの推進など、早急な経営改善や過剰債務の解消は、建設産業の大きな課題。
- ・企業の財務情報等も開示が要請され、エンドユーザーにとっても、財務状況、工事経歴、技術者等の情報が広く提供され、企業を的確かつ容易に評価・選択できることが、極めて重要。

#### 5. 建設市場における競争の激化とその局面

- ・今後、建設産業は、競争の激化に伴い、コストダウンと品質、商品開発力、提案力による差別化という、2つの局面での競争力の強化が求められる。
  - ①コストダウン……ダンピング等によるものではなく、技術力に基づいた生産効率の向上や、生産システム、建設資材に係る流通の合理化に裏打ちされたコスト競争。
  - ②品質、商品開発力、提案力による差別化……CM・PMなどの施工管理等の業務、施設の継続的な維持補修、品質向上を図るマネジメントシステムの構築、完成物の品質や性能の保証、運営業務を含めた施設建設の提案など。

## IV 企業戦略の方向

### 1. 「選択と集中」のための企業戦略

- ・各企業において、それぞれの得意分野に思い切った重点化を図り、経営の「選択と集中」を通じて「利益率の向上」を目指すことが必要。
- ・特に、大手総合建設会社においては、単なる規模縮小のリストラではなく、競争力の強化につながる経営改革の視点から、企業の体力、規模、特色等に対応した早急な企業戦略の策定が課題。

### 2. 企業戦略の4つの方向

#### ①不採算部門からの撤退と優位部門への重点化

- ・自社の収益構造を分析し、経営資源を重点配分。

#### ②成長期待分野、戦略的投資分野の強化

- ・今後成長が期待できる分野で、将来的に自社が競争優位性を持ちうる分野に、経営資源を戦略的に重点投入。

- ・このような分野として、①都市開発、福祉、環境、情報などソフト能力も必要な分野、②高度な技術力や提案力が要求される海外建設市場、③維持・更新分野、④施工のノウハウが活用できる分野（例えば、不動産の証券化の際に必要となる建築物の評価業務）など。

#### ③コストダウンによる競争力の強化

- ・新たな施工技術の開発や人件費の削減、物流の効率化、情報技術の活用など、コスト内容を吟味した削減の促進。その前提条件として、コスト構造の明確化が重要。

#### ④品質や商品開発力、提案力による競争力の強化

- ・品質やソフト面の能力等による差別化、競争力の強化（長期間の品質保証等、施設の運営方法等提案力の強化など）。

- ・その際、品質に応じたコストの明示、特許など知的財産権の獲得・活用、継続的な提案システムの構築等により、競争優位性を確保。

### 3. 経営組織の革新と連携の強化

- ・「選択と集中」の方策として、分社化、執行役員制度などの「経営組織の革新」と異分野・異業種も含む企業との新たな「連携の強化」が選択肢。
- ・具体的には、①自社の分社化、②MBO等の活用による企業分割、③他者との業務提携、④フランチャイズ、⑤営業譲渡、⑥他者への資本参加、⑦合併など。

## V 行政による環境整備の課題

### 【行政の基本的スタンス ー競争的な市場環境の整備ー】

- ・建設産業再生は、各企業が、各自の自己責任、自助努力で、「経営組織の革新」と「連携の強化」を進め、達成すべきもの。行政の役割は、その動きを促進するような「競争的な市場環境」を整備すること。
- ・とりわけ、大手総合建設会社の再生に向けた努力を促す市場環境を早急に整備。

#### ①経営組織の革新と連携の強化への対応

- ・各企業の多様な組織形態の選択を可能にし、経営の自由度を拡大する観点から、分社化、資本参加等に対応した経営事項審査のグループ評価のあり方、新たな企業連携のあり方などについて検討。

#### ②情報開示による透明で公正な市場の確保

- ・競争力のある企業の評価・選択が可能な企業情報の的確な開示に資するため、企業会計基準の国際化への対応、建設工事原価計算基準の策定、経営事項審査に関する企業情報等のデータベース化などについて検討するとともに、これらの情報の活用方策を検討。

#### ③ニーズの変化に応える市場づくり

- ・品質や商品開発力、提案力による競争を促進するための環境整備として、PFIやCM、PMなどの普及促進方策や瑕疵担保保証、品質保証のあり方、技術力が評価できる発注方式や知的財産権の一層の活用方策について検討。
- ・また、新たな成長分野の研究や官民共同による技術開発の推進、海外建設市場への展開の円滑化の促進などを実施。

#### ④公共工事における競争性・透明性の確保

- ・入札・契約制度改革の徹底と民間の技術力の活用等を推進するとともに、不良不適格業者の参入やいわゆる「上請け」等の弊害に対し、適切な対処。
- ・このため、多様な入札・契約方式の導入、JV制度・運用のあり方、過度な分割発注の是正などについて検討するとともに、不良不適格業者の排除を徹底。

#### ⑤リストラの促進とセーフティネットの整備

- ・「建設産業の再生」の過程で生ずる「雇用転換」や「過剰債務・設備の解消」、「連鎖倒産の防止」については、建設産業界での努力はもとより、広く全産業的な視野と関連する制度の活用によって対応。

## 行政情報(1)

# 地震に強い衛星通信ネットワークを 県下92市町村などに整備

### 【目的】

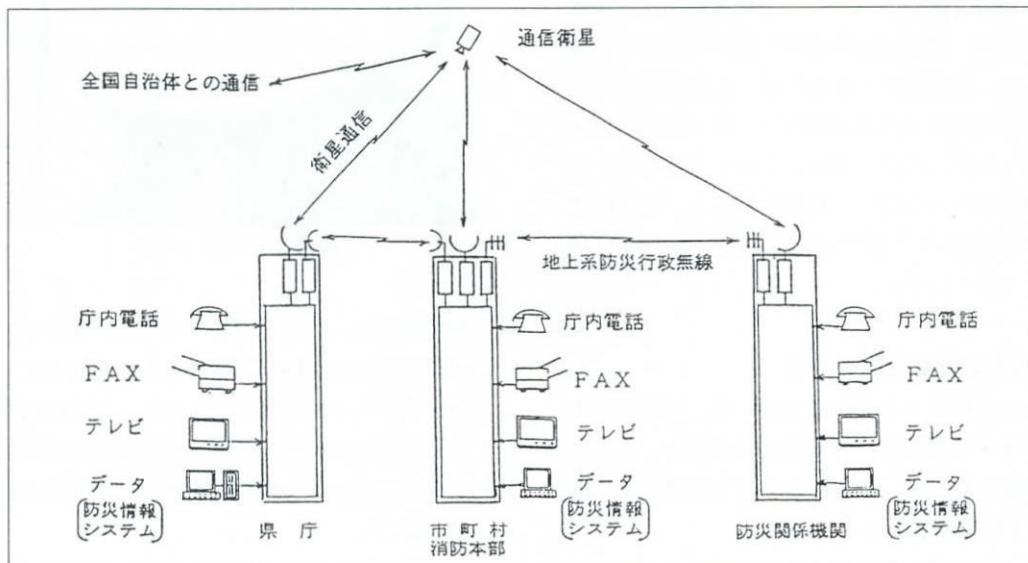
地震対策先進県といわれる埼玉県は、地震に強い「衛星通信ネットワーク」の構築を進めている。阪神大震災で、地上系の防災行政無線中継施設が被災し、通信回線が途絶した教訓を踏まえて、災害に強い衛星通信ネットワークを整備し、通信手段を地上系無線通信と衛星通信を二重にして、災害時にも信頼性のある通信を確保する。併せて「防災情報システム」を整備して、防災情報収集伝達体制の充実強化、被害情報の迅速な収集処理体制の確立を図ろうとするものである。

### ◆衛星通信

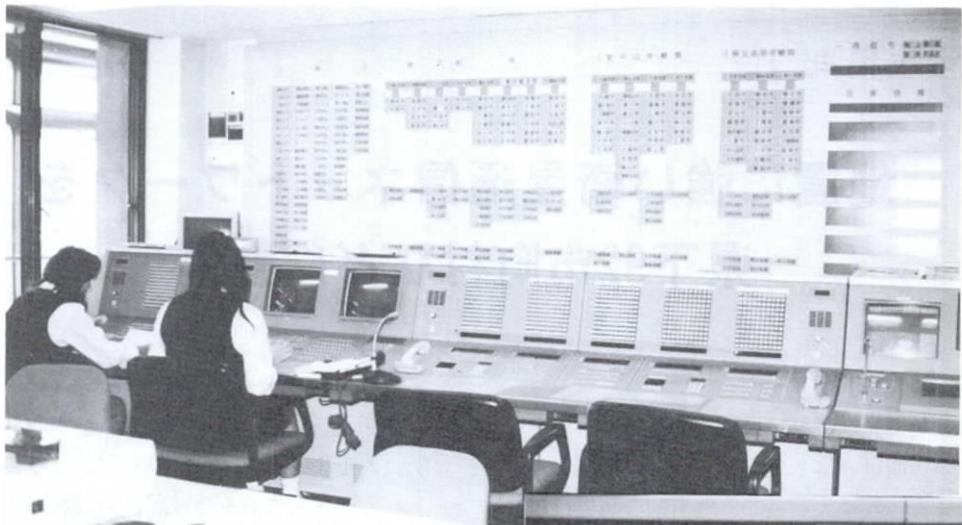
人工衛星を電波の中継所として利用し、地球上にある地球局との電波の送受信を行うもので、人工衛星からの電波は、電離層の影響を受けず、地上波に比べ電波障害が少ない上、地震や水害など自然災害に左右されず、安定した通信ができる。

### 【衛星通信ネットワーク事業】

「衛星通信ネットワーク」整備事業については、平成14年度までの事業計画で、事業費57億6,000万円を見込んでおり、8年度基



衛星通信ネットワーク概要図



衛星通信対応の改修をした県庁統制局

本設計、9年度実施設計、そして10年度工事に着手し、県庁の施設を改修した。

11年度は、県生活センターなどの支部局(14)、防災航空隊局(1)、情報センター新宿局(1)と、災害時に大きな被害が予測される県南部と県東部の市町村局(36)を手掛け、合計52の衛星地球局を整備する。

12年度以降、残る市町村局(56)をはじめ、土木局(14)、消防本部局(41)、自動車税局(4)、保健所局(2)、農林局(2)及び防災関係機関局〔自衛隊(2)、放送局(3)、日赤などの医療機関(9)、JR東日本などの鉄道機関(5)、東京電力(1)、東京ガス(1)、道路公団(2)、トラック協会(1)、気象台(1)の計25局〕へ整備して行く。14年度までの全体の設置予定の衛星地球局数は219となっている。

### 【防災情報システム】

防災情報システムについては、10年度基本計画・基本設計、11年度は実施設計、12年度以降工事実施、14年度までの事業費は約7億9,000万円を見込んでいる。

衛星通信ネットワーク、防災情報システム



ヘリコプターのテレビ映像電送設備



県庁地球局アンテナ

の整備後は、ヘリコプターの地震被害状況の映像が衛星通信回線で視聴できるとともに、映像、データ通信が可能となり、各市町村や防災機関との間で防災情報を共有出来るなど、災害時に大きな力を発揮することが期待されている。

なお、11年度の予算額は16億1,726万4,000円である。

# 地球環境の視点など— 荒川の舟運物流復興をめざす リバーステーション整備事業

建設省では、現在、荒川下流部にリバーステーションの整備を進めている。その主目的は災害時における緊急救援物資輸送であるが、これを平時にも活用すべく、「荒川における物流計画検討会」を設置して、荒川舟運の実現可能性を検討している。背景には、現在の物流の主流であるトラックによる陸上輸送が、交通渋滞や騒音、排ガス、省エネ等の環境問題にさらされており、環境に優しい舟運を見直そうという極めて現時代的な視点がある。荒川リバーステーション整備事業の概要と物流計画検討会の動きを紹介する。

### 《背景と経緯》

建設省は、平成10年8月に11年度重点施策を発表したが、そのなかで、新規事業として「リバーステーション（仮称）整備事業」を挙げている。その目的は、阪神大地震で陸上輸送が途絶、船による海上輸送が活躍した教訓から、災害時の救援物資、復旧用資材の荷揚げ場として整備しようというもの。しかし、こうした施設は日常から活用していないと、災害時に十分機能しない可能性があることから、平時の活用方法の検討として「荒川における物流計画検討会」が建設省関東地方建設局荒川下流工事事務所に設置され、検討がなされた。

当時、埼玉県内でもこれに関連した動きがみられた。例えば、平成10年11月5日浦和市で開かれた県主催の「平成10年度埼玉県過積載防止シンポジウム」で、温室効果ガスの削減を視野に入れた、鉄道、船便等マルチモーダルによる物流総合対策により車の過積載防

止を推進したいとし、日本大学理工学部三浦裕二教授が、舟運による物流運動を埼玉から発信することをアピールしている。さらに、大宮ソニックスティホールで「水の道シンポジウム－荒川の活用を考える」が開催され、三浦教授をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われ、「環境にやさしく災害に強い水の道」が議論された。

なお、平成9年に閣議決定された「総合物流施策大綱」にも、環境保護と物流効率化の視点から、「舟運の再構築」が盛込まれている。

### 《荒川における 物流計画検討会》

民間事業者の意見を踏まえつつ、船舶輸送が有利な条件を明らかにするとともに、ケーススタディを用いて、荒川における舟運の実現可能性について検討することとし、平成10年11月11日第1回検討委員会が開かれ、平成11年3月まで計4回開催された。

## 委員会のメンバー

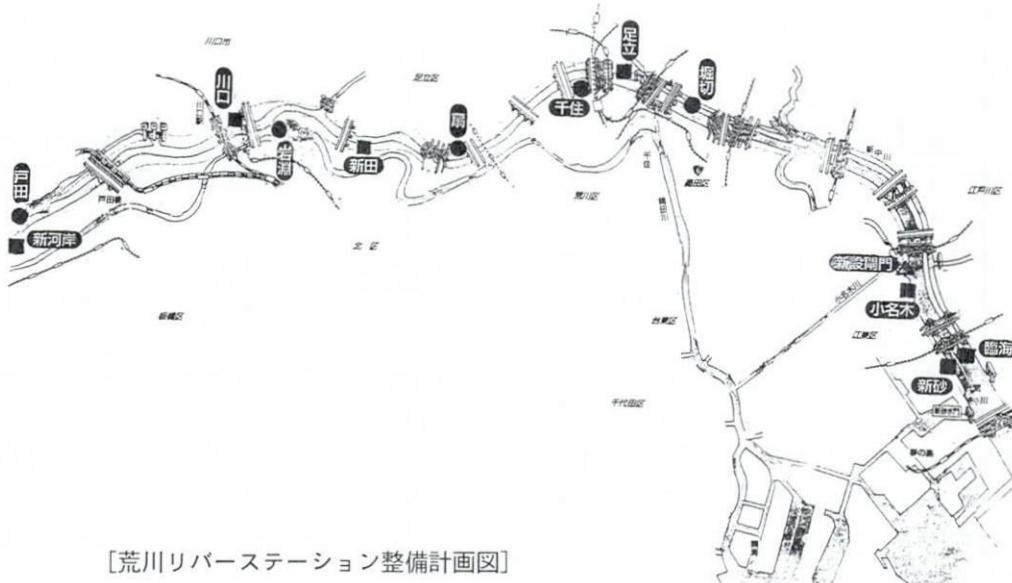
氏名	所属	氏名	所属
三浦 裕二 (委員長)	日本大学理工学部教授	関根 宏	社団法人埼玉県建設業協会会長
内山 吾郎	内山流通研究所長	桶本 圭一	社団法人埼玉県トラック協会会長
江畠 博	東京都中央卸売市場板橋市場長	中澤 博巳	全国内航タンカー海運組合関東支部 安全対策委員会河川安全対策 W.G.
杉山 誠一	埼玉県労働工商部商業振興課長	斜木 丈二	日本自動車ターミナル株式会社 企画室長
須永 光世	埼玉県土木部建設管理課長	秋山 建一	伊藤忠倉庫株式会社 東京運輸物流部長
市川 雅彦	運輸省関東運輸局企画部 貨物流通企画課長	井上 齋	株式会社フジタ 土木本部営業部長
鈴木 敏之	埼玉県農林部経済流通課長	野口 まこと	株式会社東芝 物流システム部 企画担当グループ長
山根 尚之	建設省関東地方建設局 荒川下流工事事務所長	早速 悟	株式会社海洋物流 会長
順不同 敬称略		石井 健治	ニイガタ物流株式会社 関東機工部次長

## 1. 委員会のメンバー

日本大学理工学部三浦裕二教授を委員長に建設省、運輸省、埼玉県の関係部局の幹部、埼玉県建設業協会会长、埼玉県トラック協会会长、物流関連企業の幹部で構成されている。  
(上 表)

## 2. 荒川舟運に対するニーズ等アンケート調査

建設省では、検討会に先立ち、平成10年8月、関東近郊の民間企業約3,000社を対象にアンケート調査を実施した。その結果は次の通りであった。



## 「薙川リバーステーション整備計画図」

- a. 河川物流に関心のある企業は4社に1社の割合。
- b. 製造業、運送業、建設業が特に強い関心を示した。
- c. 関心があるとした企業の輸送品目は主に金属機械工業品、加工食料品等・軽工業品、窯業、化学工業品であった。
- d. 現状輸送に対する問題点は輸送人件費のほか荷主では施設の維持管理費や定時制の欠如の回答が多くかった。
- e. リバーステーションへの期待としては、施設使用料の低減、利用時間の自由設定、駐車場等待機場所の併設が挙げられた。
- f. 荒川周辺において河川物流に転換可能性のある物流は、1日当たり約14,200tと推定され、仮にこの物流量が河川物流に転換した場合、東京23区-埼玉間の貨物車交通量が約5%削減となり、交通渋滞が緩和されるほかNOx(窒素酸化物)も3%削減される。



完成した川口リバーステーション

### 3. 実在する物流を河川物流に転化したケーススタディ

アンケート調査を基に、いくつかケーススタディを設定し、陸上輸送と水上輸送を比較したところ、最も効果があった戸田市～横浜市で5tの加工食品(冷凍)を運んだケースでは、海上輸送に転換することにより輸送コストは57%、二酸化炭素排出量は79%削減されると試算された。

### 4. 内陸輸送へのメリット

現在は、国内の各地から内航海運で運ばれてくる貨物の多くは、東京湾にある大井埠頭周辺の物流施設に荷揚げされ、そこから各地に輸送される。特に北関東へ輸送する場合には、都心の交通混雑地を通過しなければならないため、1日にトラックで輸送できる圏域は限られている。かりに、荒川の河口部から30km上流のリバーステーションを物流拠点とし、そこから陸上輸送を開始したとすれば、トラックで1日往復輸送できる圏域は大井埠頭から輸送した場合に比べ約55%も拡大する。また、1日2往復圏域も、大井埠頭から輸送した場合に比べ約9%拡大し、輸送の効率化にも大きく寄与する。

### 5. 荒川舟運物流実験の結果

平成11年3月10日、東京港から東京都北区赤羽の荒川堤防工事現場まで、土砂4tをダンプトラックで輸送した場合と船舶で輸送した場合を比較する物流実験を行った。結果は次頁の表の通りである。



## 実験結果

調査項目	とりまとめ結果
・輸送時間	<p>(船 舶) 航行時間(有明埠頭～北赤羽) + 積込み時間 + 積上げ時間</p> <p>→ <u>3時間29分(走行距離30.1km)</u>            (トラック) → <u>1時間40分(走行距離27.2km)</u></p> <p>トラックが船舶の半分程度の時間で輸送。            船舶の平均巡航速度はトラックの6割程度。</p> <p>(船 舶) 時速10.3km            (トラック) 時速16.3km</p> <p>なお、実験では、船舶は馬力の小さな船であったが、通常航行しているタンカー並の馬力の船なら、スピードアップは可能である。</p>
・燃料消費量	<p>○ 1トンの貨物を10km運ぶ際の燃料消費量</p> <p>(船 舶) <u>0.04リットル</u>            (トラック) <u>0.5リットル</u></p> <p>船舶は、トラックの1割に満たない燃料消費で荷物を運ぶことが可能。            ※船舶は船型から一度に180トン輸送可能。トラックは一度に11トン輸送可能であり、満載輸送と仮定。</p>
・二酸化炭素 (排気ガス) 排出量	<p>○ 1トンの貨物を10km運ぶ際の二酸化炭素量</p> <p>(船 舶) <u>32ミリグラム</u>            (トラック) <u>360ミリグラム</u></p> <p>船舶の二酸化炭素排出量はトラックの1割に満たない。</p>
・輸送コスト	<p>(船 舶) <u>95円／トン・km</u>            (トラック) <u>117円／トン・km</u></p> <p>船舶の輸送コストはトラックの8割程度。</p>

## 6. 結 論

検討会では、前述のアンケート調査結果の分析やケーススタディの比較等を行うとともに、物流実験を行い、総合的に評価した結果、条件が整えば、荒川における物流は実現可能であり、マルチモーダルの一部を担っていくことが出来るとの結論に達した。

物流実験結果にみると、船舶輸送は燃料消費量、輸送コストの面でトラック輸送に勝り、特に二酸化炭素排出量がトラックの1割にも満たないことから、地球環境上のメリットが大きいことがわかる。今後は荒川物流の実現に向け、舟運から陸上輸送への積替え時間の短縮、船舶の輸送速度の高速化、大量輸送によるコスト削減等の課題に対応していく必要がある。

## 7. 今後の取組み

建設省では、検討会の結論にもとづき、物流実験の最終報告書をまとめ、さきにアンケート調査に回答を寄せた420社に資料を提供しPRするとともに実現に向かってさらに具体的な検討を進めることにしている。

# 《荒川リバーステーション 整備計画》

ここで、荒川リバーステーション整備計画についてその概要を見る。

## 1. 目 的

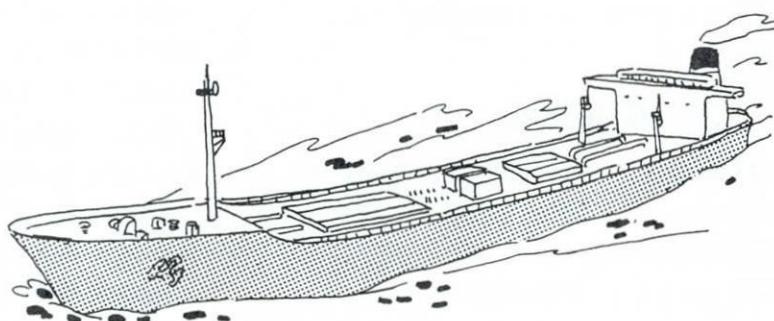
大地震などの災害発生時に、食料や衣料品などの救援物資や復旧活動に必要な大量の機械、資材を海上から貨物船で運んで来て荷揚げ作業する船着場を整備する。また、これを平常時に、物流の拠点、観光船などの人の乗り降り出来る公共の船着場として活用している。

## 2. 設置箇所

緊急用河川敷道路と連携して荒川下流部に12か所設置する。

今年度は新田、堀切、川口、戸田、新砂、小名木、岩淵の7か所が完成予定であり、うち、新田が6月に、小名木、川口が8月に完成了。完成第1号の新田リバーステーションでは舟運を活用して新田地区におけるスーパー堤防造成現場への土砂搬入が行われた。

残る臨海、足立、千住、新河岸、扇の5か所は来年度以降順次整備していく計画である。



## 行政情報(3)

# 公共工事コスト縮減対策に関する埼玉県行動計画

## 平成10年度 実績と実施事例

県は「公共工事コスト縮減対策に関する埼玉県行動計画」を平成9年10月28日に策定し、県全体の公共工事を対象として、県対策の実施に取り組んできたが、このほど平成10年度の実績とコスト縮減の事例を公表した。その概要を紹介する。

### 1. 背 景

「公共工事コスト縮減対策に関する埼玉県行動計画」は、①国・地方の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用する必要性、②不足している社会資本の整備促進、③わが国の高コスト構造の改革－を背景に政府が平成9年4月、『公共工事コスト縮減に関する行動指針』を決定、この「政府の行動指針」と整合性を図りながら県が策定したもので、平成11年度末までに、すべての施策を実施し、この期間中に概ねの縮減結果を得られるよう最大限の努力をするとし、特に下請価格の低減、市場取引を無視した安価な資材の調達等の、不当なしわ寄せや品質低下等につながることを防止しながら、コスト縮減を進めることとしている。

### 2. コスト縮減実績

平成10年度は県全体発注合計額1,995億円の工事について、下表の縮減実績となった。特に直接的施策の縮減実績は、最終目標6%の75%以上に達した。間接的施策については効果が得られるまでに時間を要するものが多くいため、最終目標4%に対し22.5%の達成だ

った。

施策分野	縮 減 額	縮減率	最終目標率 (H11年度末以降)
直接的施策	96億37百万円	4.6%	6%以上
間接的施策	18億85百万円	0.9%	4%以上
合 計	115億22百万円	5.5%	10%以上

### 3. 代表的具体策

平成10年度実施した施策のうち、縮減実績の大きな代表的具体策は次のとおりである。

- (1) 計画手法の見直し
  - 治山ダムの位置の見直し  
(縮減額58百万円)
- (2) 技術基準等の見直し
  - 使用資材の見直し  
(縮減額1億13百万円)
- (3) 設計方法の見直し
  - 既存施設の有効利用  
(縮減額1億81百万円)
  - 新しい考え方に基づく施設の設計  
(縮減額1億38百万円)
  - 設計V.Eの導入  
(縮減額2億56百万円)
  - 中継ポンプ場の沈砂池設計の見直し  
(縮減額1億44百万円)

- 電気機械設備の仕様の見直し  
(縮減額 3億69百万円)
- (4) 技術開発の推進
- かごマット工法の採用  
(縮減額 3億66百万円)
  - 広幅型鋼矢板の採用  
(縮減額 1億52百万円)
  - 新技術の活用  
(縮減額 86百万円)
  - 推進工事の長距離施工  
(縮減額 4億34百万円)
- (5) 入札契約制度の改善
- 入札時V.E方式の導入)  
(縮減額 11百万円)

#### 4. 代表的実施事例

平成10年度実施した、コスト縮減の代表的事例。

##### 【新技術の活用】

###### ① 従来工法との違い

河川の軟弱地盤上の橋台施工において、  
気泡混合軽量盛土や深層攪拌混合工法を採  
用することにより、基礎杭等の軽減を図っ  
た。

###### ② 新工法の特徴

###### ④ 気泡混合軽量盛土

(橋台背面土圧の軽減)

###### ⑤ 粉体噴射攪拌工 中心間隔 1m (軟弱地盤の側方流動防止)

###### ③ コスト縮減効果

工事費の20%を縮減

###### ④ 施工概要

・施工場所 岩槻市鈎上地内

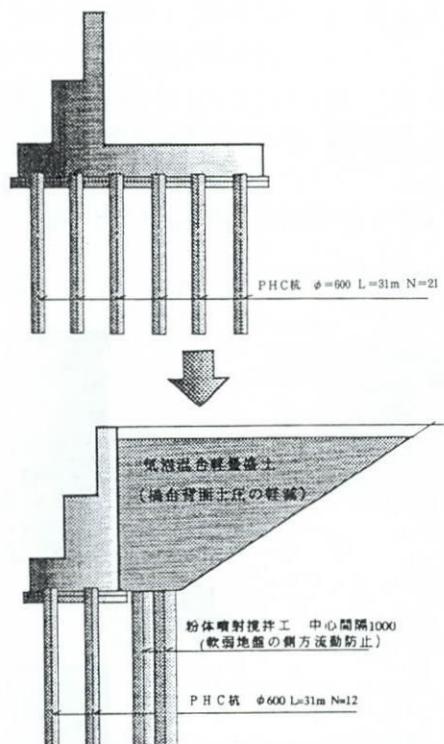
・工事名 一般国道463号 道路改築  
(道路改良) 工事

・発注者 埼玉県越谷土木事務所

・工期 平成11年3月～平成12年3月

・工事内容 橋台等の施工

【橋台施工イメージ図】



##### 【新しい考え方に基づく施設の設計】

###### ① 従来方式との違い

排水施設の設計に当たり、事業計画を再  
検討しポンプの揚程等の設計を見直した結  
果、ゲート一体式ポンプシステムを県事業  
で初めて採用した。

###### ② 工法の特徴

④ 水門にゲート式ポンプを設置するだけ  
で、専用の排水施設が必要ない。

⑤ 水田での貯留（基準内）を考慮した比  
較的小規模の排水施設として設計したた  
め、本システムの採用が可能となった。

⑥ 排水河川へは、開水路で合流している  
ため縮減効果が大となった。

###### ③ コスト縮減効果

工事費の42%を縮減

###### ④ 施工概要

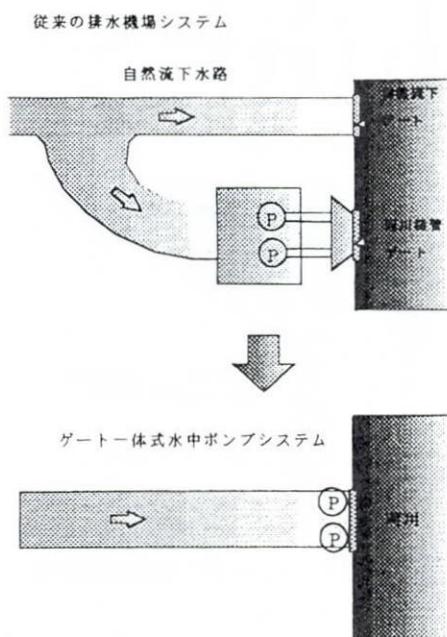
・施工場所 浦和市大字高畑

・工事名 10膝第401号膝子排水機場

## 工事

- ・発注者 埼玉県大宮土地改良事務所  
(浦和農林振興センター)
- ・工期 平成11年2月～平成11年7月
- ・工事内容 洪水時の排水施設の設置

## 【ゲート一体式水中ポンプイメージ図】



## 【既存施設の有効利用】

### ① 従来方式との違い

河川改修の設計に当たり、当初の河川改修計画を、既設の護岸を有効利用する観点から見直すことにより、工事費の縮減を図った。

### ② 工法の特徴

① 当初計画の積プロック ( $H=4.7m$ ) を見直し、既設護岸の根継工 ( $H=2.0m$ )とした。

② 計画断面を確保するために低水路の掘削を行った。

### ③ コスト縮減効果

工事費の24%を縮減

### ④ 施工概要

・施工場所 入間市谷ヶ貫地内

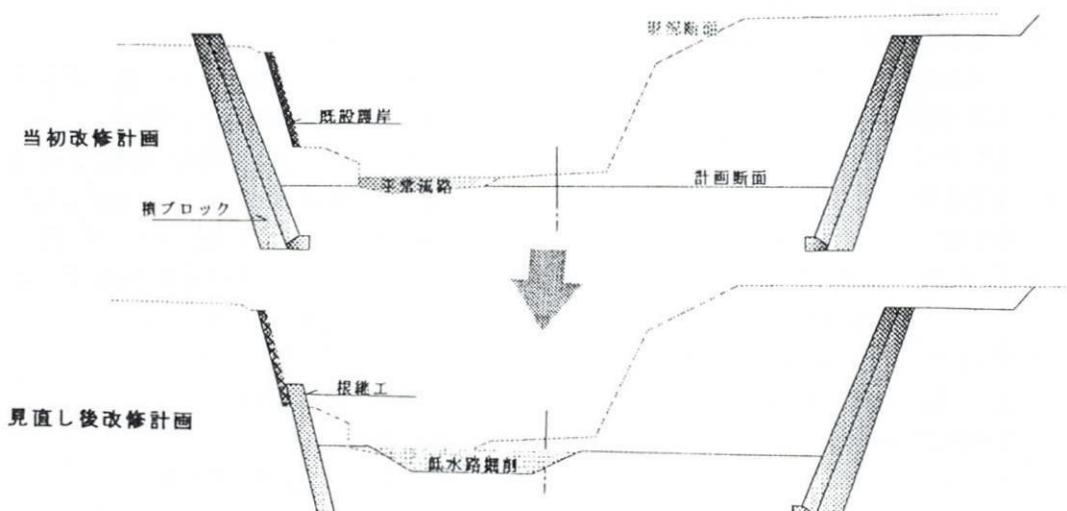
・工事名 霞川 局部改良工事

・発注者 埼玉県飯能土木事務所

・工期 平成10年12月～平成11年3月

・工事内容 護岸延長200m

## 【河川改修計画イメージ図】



# 埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する 指導要綱について

## —県外産業廃棄物事前協議制度 の内容—

埼玉県では県外で発生した産業廃棄物の県内への搬入・処理量が増大し、ダイオキシン類削減等の観点から、特に建設系産廃物の県内搬入の抑制・適正処理の促進を迫られ、今回、埼玉県独自の「県外産業廃棄物事前協議制」を導入した。本稿は、所管の県環境生活部廃棄物指導課に依頼、この事前協議制を中心に寄稿を要請したものである。

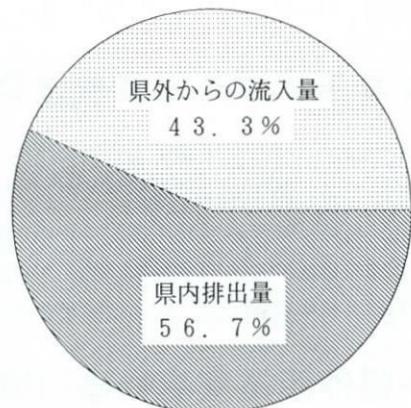
### 1 はじめに

産業廃棄物の処理をめぐっては、不適正処理やダイオキシンの発生など生活環境の保全に深刻な問題を抱えている。特に、本県の産業廃棄物の処理は、近隣都県からの産業廃棄物をも含めて中間処理をし、他県に最終処分を依存する形態となっている。

こうしたことから、産業廃棄物の処理方法の一つである焼却に伴い発生するダイオキシンにより、県民の健康や生活環境に与える影響が危惧されている。

県としては、ダイオキシン類に関わる問題は、人の健康や生命に関する問題であり、緊急に解決しなければならない最重要課題として認識し、その対策に取り組んでいる。

[県内で中間処理されている  
産業廃棄物の場合]



### 2 ダイオキシン類削減対策検討委員会での検討

こうした状況のなか、本県では、平成9年6月に、学識経験者・住民代表・事業者代表等からなる「ダイオキシン類削減対策検討委員会」において、一般廃棄物及び産業廃棄物に係るダイオキシン類削減対策についての基礎となるべき各種政策について検討を行い、平成10年2月に報告が提出された。

県としては、ダイオキシン類削減対策検討委員会の検討結果を受け、現在までに、ごみ減量化に

向けたゼロ・エミッション事業の推進、一般廃棄物に係る広域処理の促進、小型焼却炉対策、廃棄物焼却炉に対するダイオキシン類排出実態調査の実施、野焼き等の不適正処理対策などを実行してきたところである。

こうした各種施策の実施に合わせ、県外から流入する産業廃棄物についても、その取扱いについて、検討を行うこととしたところである。

### 3 埼玉県内における産業廃棄物処分実態調査の結果

まず、埼玉県内における産業廃棄物の処分実態を把握するため、平成10年5月から9月にかけて、県内の中間処分業者301業者を対象に平成9年度における処分実態調査を行った。そのうち、275業者から回答（回答率91.4パーセント）があり、その調査の取りまとめ結果によると、県内で中間処理されている産業廃棄物の総量が、約693万トンであり、そのうち県内で排出された産業廃棄物の量が約393万トン（全体の56.7パーセント）、県外から搬入された産業廃棄物の量が約300万トン（全体の43.3パーセント）となっている。（表）

また、県外産業廃棄物のうち、約216万トンが東京都内で発生した産業廃棄物であり、県外産業廃棄物の72パーセントを占めている。

種類別にみると、もっとも量が多いのは、建設廃材（コンクリートがら、アスファルトがら等）であり、395万トンで全体の57パーセントを占めている。次に、汚泥（79万トン、11パーセント）、紙くず（52万トン、7パーセント）、木くず（32万トン、4パーセント）の順となっている。

処理方法別でみると、もっとも量が多いのは、破碎処理であり、471万トンで68パーセントを占めている。次に、脱水処理（65万トン、9パーセント）、焼却処理（35万トン、5パーセント）となっている。焼却処理されている産業廃棄物（35万トン）の内訳は、木くずが10万トンを占めもっとも多く、次に廃プラスチックの7万7千トンとなっており、この2種類で全体の約半分を占めている。

### 4 埼玉県県外産業廃棄物事前協議制度懇話会での検討

県では、こうした実態をもとに、平成10年11月11日に学識経験者・住民代表・事業者代表の計8人からなる「埼玉県県外産業廃棄物事前協議制度懇話会」を設立し、検討経過を踏まえ、平成11年3月31日に「埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を策定したところである。

要綱の具体的な内容である目的、事前協議を行う者、事前協議の対象となる産業廃棄物の種類、搬入先の対象処理施設、事前協議書の提出手続などは、次のとおりである。

#### ※県外産業廃棄物事前協議制度の概要

##### (1) 目的

排出事業者が県外で発生した産業廃棄物を県内で処理する場合、あらかじめ協議を行わせることにより、県外産業廃棄物の種類、排出状況、処分状況等を把握して、ダイオキシン類の削減等生活環境保全の観点から、産業廃棄物の発生抑制、分別排出を促進し、適正処理の推進を図る。

##### (2) 事前協議を行う者

県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入し、自己処理又は委託処理を行おうとする排出事業

者とする。

### (3) 事前協議の対象となる産業廃棄物の種類

建設系の産業廃棄物のうち、廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くずを協議の対象とする。

建設系の廃棄物とは、日本標準産業分類の大分類E（建設業）に該当する事業者が行う工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した廃棄物をいう。

【建設系の産業廃棄物に限定するのは、①他業種に比べて発生量が多く不適正な処理がなされやすい、②混合廃棄物の焼却処理でダイオキシンが発生しやすい、③他都県から流入する割合が高い、ことなどから当面、建設系産業廃棄物を対象として事前協議を行うこととする。】

### (4) 搬入先の対象処理施設

ア 排出事業者又は産業廃棄物を取り扱う処理業者の有する中間処理施設とする。ただし、排出事業者の有する施設は法第15条の産業廃棄物処理施設に限る。

イ 廃棄物再生事業者の登録を受けた業者の有する施設に搬入しようとする場合は事前協議制度の対象から除く。

ウ セメント工場においてサーマルリサイクルの原料となる場合は、事前協議の対象から除く。

### (5) 手 続 き

#### ア 事前協議書の提出

県内に産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者は、定められた様式に基づき、搬入しようとする日の15日前までに事前協議書を搬入予定先の処理施設を所管する環境管理事務所長へ提出する。

ただし、1年間の県内搬入総量が10トン未満の場合は除く。

#### 【添付書類】

- 処理業者の受託を証する書類（処理委託契約書）
- 処理業者の産業廃棄物処理業の許可証の写し
- 処理施設の概要を示す書類
- その他環境管理事務所長が必要と認める書類

#### 【提出方法】

- 事前協議書は、搬入予定先の処理業者ごとに作成・提出すること。
- 排出事業場（新築や解体等の現場）が複数ある場合は、1つの事前協議書によって提出して差し支えない。
- 事前協議書は、排出事業者が自ら記入し、環境管理事務所長に提出する。

#### イ 承認通知書の交付

- 環境管理事務所長は、法及びこの要綱に照らし、適當と認められるときは、承認通知書を交付する。
- 通知書は1年間有効とする。

#### ウ 協議内容の変更

協議内容に変更が生じたときは、排出事業者は、変更届出書を環境管理事務所長に提出する。ただし、量が当初協議した量の2倍を超える場合及び種類が増える場合は、新規協議とする。

### 【変更対象事項】

- ・産業廃棄物の種類（増える場合は除く）
- ・産業廃棄物の量（当初協議した量の增量が2割超となる場合）
- ・搬入時期（当初協議した期間より延長が1ヶ月超となる場合）
- ・自己処理又は委託処理
- ・収集運搬業者又は処分業者
- ・処理施設の所在地

### エ 排出事業者の責務

排出事業者は、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- ・産業廃棄物の発生抑制、分別排出、再資源化など減量化に努めること。
- ・産業廃棄物の積替え保管施設を経由し、排出事業者の特定が困難にならないこと。
- ・法に基づく行政処分を受けている処分業者又は排出事業者の処理施設において処分しないこと。
- ・処理施設の処理能力からみて、搬入量が不適当にならないこと。
- ・その他生活環境保全上支障にならないようにすること。

### オ 県内搬入

- ・排出事業者は承認通知書を受けた後でなければ、県内の処理業者に委託し又は自ら搬入してはならない。
- ・処理業者は、承認通知書の写しを受けた後でなければ、処理してはならない。

### カ 実績報告書の提出

- ・排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の処理状況を環境管理事務所長に報告する。
- ・処理事業者は、四半期ごとに処分実績を環境管理事務所長に報告する。

### キ 報告、勧告

協議をせずに又は通知書の交付を受ける前に産業廃棄物を自己処理又は県内の処理業者に委託処理した場合、協議内容と異なった処理を行った場合、変更届出書を提出しなかった場合は、必要に応じ勧告を行うことができる。勧告に従わないときは、公表することができる。

## (6) 要綱の施行

- ・平成11年9月1日から施行する  
(受付開始を9月1日からとし、完全施行を11月1日からとする。)
- ・具体的には、
  - ①平成11年11月1日から11月15日までの間に搬入しようとする場合は事前協議書の提出を9月1日から10月1日までの間に行うこと。
  - ②平成11年9月1日から平成11年10月31日までの間に搬入しようとする場合は、事前協議書の提出を要さない。
  - ③県内搬入に当たって、事業者が承認通知書を受けた後でなければ委託して処理又は、自ら処理できない規定は、平成11年11月1日から施行する。

(この要綱の運用に当たって、県は、「留意事項」を定めるなど円滑な制度の実施に努めている。詳しい内容については、埼玉県環境生活部廃棄物指導課指導担当(048-830-3135)までお問い合わせください。)

21世紀の夢と希望のまち

狭山をめざして



狭山市長 町田潤一



特産品「狭山茶」を使ったさやま大茶会

■ プロフィール

埼玉県の南西部に位置し、東京から35km圏にある本市は、市内の中央を一級河川の入間川が流れる緑豊かなまちであります。

昭和29年に1町5カ村が合併し誕生した本市は、今年市制施行45周年を迎えたが、この間二つの大型工業団地の完成により、県下有数の工業都市としてめざましい躍進を遂げる一方、民間の宅地開発や住宅・都市整備

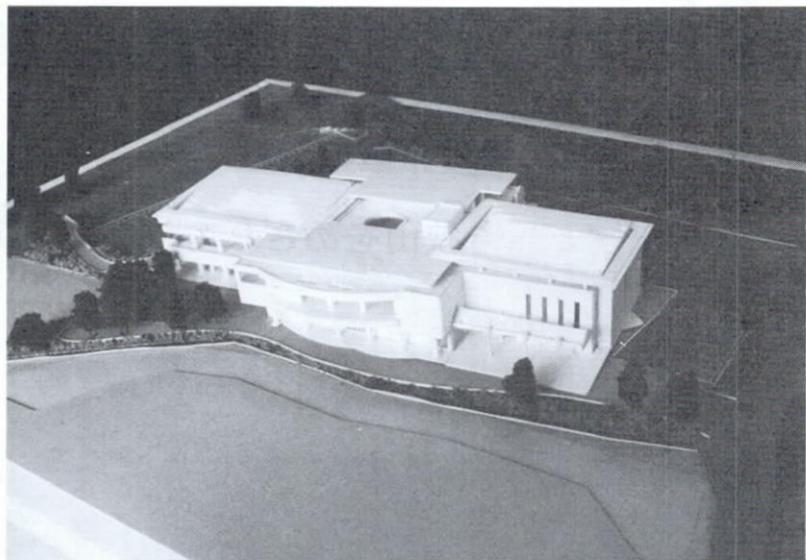
公団による狭山台団地の完成等により、人口が急激に増加し、現在16万2千余の人口を擁する首都近郊の住宅・工業都市として発展しております。

■ 環境先進都市をめざして

平成8年に全国で3番目の「リサイクル都市宣言」を行い、自然と調和したリサイクル型社会の実現に向けたまちづくりを市民・企

業・行政が一体となって進めております。また「緑の基本計画」を策定し、貴重な緑地の保全を図るため平地林等の公有地化を積極的に図っております。さらにダイオキシン類の排出を抑制し、市民の健康と生活環境の保全を図ることを目的に、全国初の執行部提案による「ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例」を本年4月に施行しました。

一方、環境への負荷を低減させるため、太陽熱と太陽光発電の新エネルギー・システムを利用した健康増進施設を建設しております。太陽熱は、屋上に太陽光集熱パネル約300m<sup>2</sup>を設置し、風呂と給湯に利用し、太陽光発電は屋上に100キロワットの太陽光電池を設置して、施設の電源と照明等に利用します。地球温暖化防止の観点から太陽熱と太陽光発電を積極的に導入し、地球規模での環境問題



新エネルギーを利活用した第一環境センター周辺新エネルギー施設（仮称）

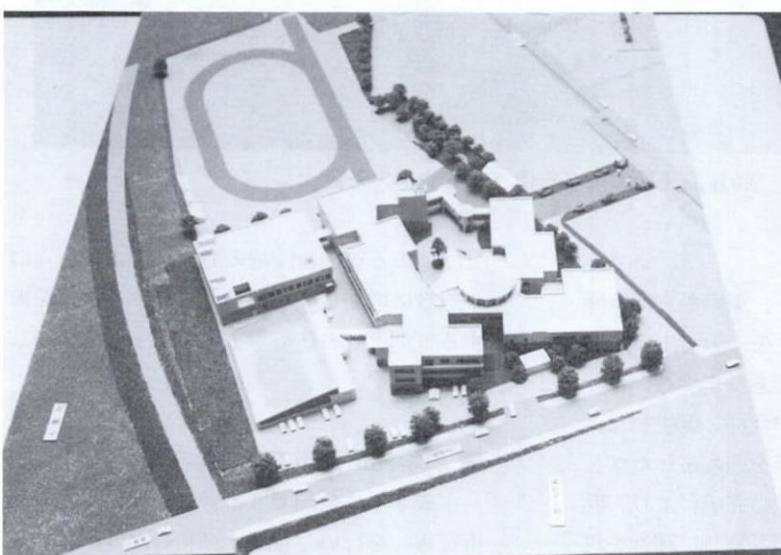
をも視野に入れた施策を展開しております。

このような環境に対する一連の取り組みの中で、環境先進都市へのさらなる布石とするため、ISO14001の認証取得を目指して、キックオフ宣言をしたところであります。

### ■ 21世紀を担う子どもたちの夢と希望に満ちた学校

来年4月開校予定の新・入間川小学校は、

太陽や風そして水など自然エネルギーの利活用を考慮しながら建設を進めています。校舎棟は、子どもたちが意欲的・自主的に学習できるよう、これまでの固定的な一斉授業のほかにグループ学習や個別学習など多様な学習形態がとれるよう普通教室とワークスペースで構成されています。さらに、各学年が交流できる多目的ホールを



自然エネルギーを利活用した入間川小学校

設け、児童の自主的な学習活動やチームティーチングといった様々な学習が可能となっております。

また、体育棟の屋根に太陽光発電装置を設置するとともに、校舎棟の屋根には風力発電装置を設置し、また、プールでの太陽熱利用や雨水の散水利用など、自然エネルギーを有効に活用し、これらを環境学習のための身近な教材としても大いに活用していきます。

#### ■ 緑と潤いのあるまちなみの形成に向けて

市のほぼ中心に位置する狭山市駅は、1日に約5万6千人の方が乗降する駅です。この駅の西口周辺地域について、地域の方々と協議を重ねながら、再開発を中心とする整備計画を策定してきました。今後は、駅前広場や道路等の都市基盤の整備を図るなかで、緑と潤いのある本市の顔にふさわしいまちなみの形成を図っていくこととしております。

#### ■ 子供から高齢者まで誰もが健康で生き生きとしたまちをめざして

平成10年にごみ焼却施設の余熱を活用した「ふれあい健康センター・サピオ稻荷山」がオープンしました。温水プールや水着着用の風呂、トレーニングルーム、デイサービスセンターがあり、狭山市をはじめ近隣などから年間20万人を越す方々がおとずれ、楽しく健康づくり等に利用されています。

また、高齢化の進行にともない、在宅福祉サービスの拡充に努めておりますが、本年7月には「財団法人狭山ささえあい福祉公社」



ふれあい健康センター・サピオ稻荷山

を設立し、  
高齢者等  
に対する  
在宅福祉  
サービス  
の供給体  
制の充実  
を図って<sup>1</sup>  
いくこと  
としてお  
ります。



狭山茶を利用した発泡酒  
「グリーンティー・ラガー」

#### ■ 狹山茶を活用した新商品の開発

本市町村の特産「狭山茶」を使った発泡酒「グリーンティー・ラガー」を製造しました。ほのかにお茶の香りが漂い、独自の泡立ちとすっきりした喉ごしで、サボニンやポリフェノールなど健康によい成分を多く含んでおります。

関東三大七夕まつりの一つに数えられる「入間川七夕まつり」にあわせて、本年8月6日から市内の小売酒販店で販売を開始しました。是非ご賞味ください。

## トピックス

# 住宅性能保証制度の概要について

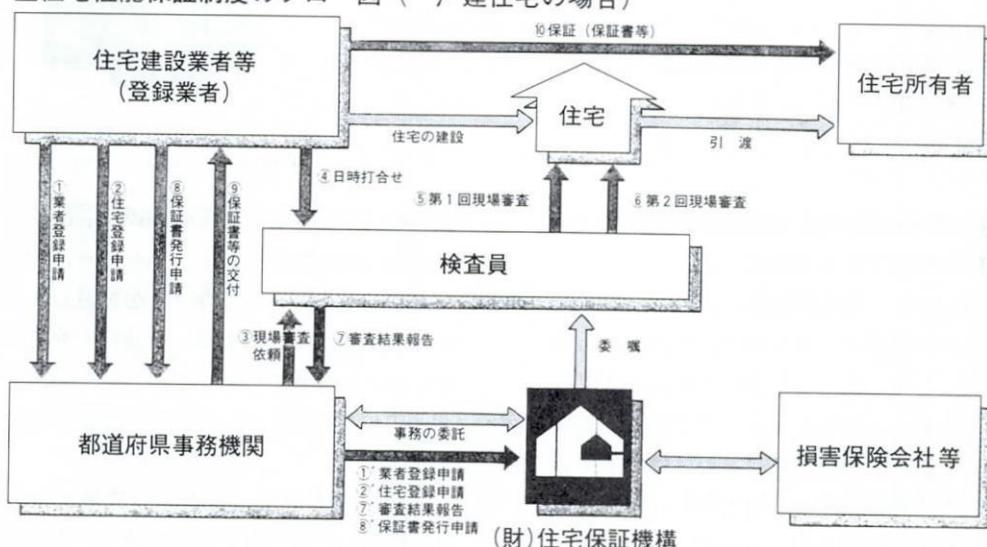
住宅性能保証制度を全国ネットで運営している当機構は、昭和57年に、財団法人性能保証住宅登録機構（平成11年4月に財団法人住宅保証機構に名称変更）として設立され、制度の普及に努めてきたころ、平成7年の阪神・淡路大震災による住宅の大量破壊を契機として、住宅の建設時における検査の重要性が再認識されるなか、はからずも性能保証住宅の耐震性能が確認され、近年その大幅な増加が見られています。特に埼玉県内における利用状況は著しく、平成10年度末現在、業者登録数が1,420社、住宅登録戸数が年間で5,839戸ありました。いずれも全国で第1位の実績があり、今年度も昨年度にも増して順調に推移している状況であります。

この住宅性能保証制度には、戸建住宅を対象とする制度と共同住宅を対象とする制度の2つがありますが、今回は戸建住宅を対象とした制度についてご説明いたします。

この制度に登録している建設業者等が建設する住宅のうち登録の申請があった物件について、当機構の検査員により建物が完成するまでに2回の現場審査が行われ、現場審査に合格した後、所定の保証書によって登録業者が最長10年間の保証を行う制度です。

保証の内容は長期保証及び短期保証に分かれ、住宅引渡し後3年目以降の長期保証の対象となる瑕疵が生じた場合には、修補費用に対して一定の保険金が支払われることにより、長期保証がより確実に行われるよう保険制度等が導入されています。

■住宅性能保証制度のフロー図（一戸建住宅の場合）



## 業者登録

この制度を利用しようとする住宅建設業者や販売業者は、住宅保証機構に業者登録の申請を行い、審査を受けたうえで登録されます。

申請は原則として、埼玉県内に本社のある事業主については、当埼玉事務所で受付けます。また、他の都道府県で住宅を供給する場合にも、一都道府県で登録すれば、全国どこでも制度の利用が可能です。

### 1 申請の資格

#### (1) 住宅建設業者

次のいずれかに該当する者

ア 建設業法による建設工事業の許可を受けている者

イ 建設業法による建設工事業の許可を受けていない場合には、申請までに3年以上建設業を営み、かつ申請時までの建設戸数（元請建設戸数をいい、下請建設戸数を除く）が5戸以上ある者

#### (2) 住宅販売業者

宅地建物取引業の免許を受けており、かつ次のいずれかに該当する者

ア 申請時までに継続して3年以上宅地建物取引業を営んでいる者

イ 申請時までに分譲住宅販売戸数（仲介、転売を除く）が5戸以上ある者

ウ 住宅保証機構の建設業者登録をしていること、または住宅建設業者の申請資格を満たしている者で、その登録を同時に申請している者（自ら施工を行わない場合、建設業者を施工業者として登録することが必要です。）

### 2 登録期間・登録料

業者登録の有効期間は、登録の日から1年間です。

新規登録及び更新時に、住宅保証機構の定める業者登録料（新規3万円、更新2万5千円）及び消費税が必要となります。

## 住宅登録

### 1 住宅登録の申請

建築確認がおりてから着工するまでの間に住宅登録申請をして下さい。

### 2 住宅登録料

ア 通常コース —— 住宅価格×0.53%及び消費税

イ 基金コース —— 住宅価格×0.455%及び消費税

基金コースは、瑕疵保証円滑化基金に参加する登録業者が対象です。基金に参加した業者は、住宅登録の都度「基金コース」または「通常コース」を選択します。

● 参加金：参加にあたっては、年間登録戸数（見込み）から基金ランクを想定し、それに対応する参加金が必要です。（年度末における登録戸数が申込の基金のランクより上位になった場合は、その差額が良く年度必要となります。）

● 有効期間：業者登録が継続されている間有効です。

### 3 現場審査の内容及び時期

住宅保証機構が委嘱する検査員により、住宅保証機構の定めた設計施工基準等に基づいて建築

されているか否かについて2回の現場審査を行います。

- ・第1回現場審査——基礎配筋工事完了時、地盤・基礎に関する審査
- ・第2回現場審査——屋根工事完了時、主要構造部に関する審査

#### 4 保証書発行及び住宅の登録

現場審査に合格した住宅については、竣工後引渡し前に、登録業者が事務機関に保証書発行申請を行います。保証書発行申請により住宅登録手続きを完了します。

#### 5 登録業者による保証

登録住宅に万一保証書に記載された保証の対象となる瑕疵が生じた場合には、登録業者が修補を行い、住宅引渡し後3年目以降の長期保証責任箇所の修補に要した費用については、次の算式により、登録業者に保険金が支払われます。

##### 【一般住宅の場合】

$$(\quad) \text{円} = [ (\quad) \text{円} - 10\text{万円} ] \times 80\% + \text{消費税}$$

支払保険金等      補修費用      免責金額      てん補率

以上が住宅性能保証制度の概要ですが、この制度はあくまで任意の制度であり、利用するか否かは住宅生産者あるいは消費者の選択によるところであります。

ところで、すでにご案内のことおり、平成11年通常国会において「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が制定されました。公布後1ヵ年以内に施行されることとなるため、平成12年には実施されるはこびとなります。ポイントは、①新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実、②住宅性能表示制度の創設の2つの柱から成りたっています。

特に①の瑕疵保証制度の充実では、新築住宅の取得契約において、基本構造部分について最低10年間の瑕疵担保責任が義務づけられました。従ってすべての住宅生産者は自ら施工した新築住宅について、その保証期間内に「瑕疵」が発生した場合には保証しなければならぬこととなります。

そこで当機構では、今後とも果たすべき役割を再認識し、社会のニーズに対応できるよう制度の改善、拡充に努めてまいりますので、今後ともなお一層、住宅性能保証制度をご活用いただき、良質な住宅の供給を通じて事業が発展されますよう願っております。

##### ■保証内容

一戸建住宅	
長期保証	10年 ●基礎の著しい沈下、 不同沈下など ●床の不陸、たわみ 破損など ●壁の傾斜、たわみ、 破損、雨漏りなど ●柱、はりなどの傾斜 たわみ、破損など 5~10年 ●屋根からの雨漏りなど (仕様により)
短期保証	1~2年 ●上げの剥離、建具の 変形、浴槽の水漏れ、 設備の不良など

〒336-8516

埼玉県浦和市仲町3-12-10

財団法人 住宅保証機構埼玉事務所

T E L. 048 (823) 1251

F A X. 048 (823) 1254

# 建設ビッグバンの到来 — 中小建設業の生き残る道

## 建設業経営講習会で長門講師が力説



県建設業協会、東日本建設業保証株式会社と当建産連の3者の共催で、6月22日と7月22日の2回にわたり、埼玉建設労働者研修福祉センター大ホールで建設業経営講習会を開催した。講師はエヌエイシステム代表取締役長門昇氏。同講師は、建設ビッグバンが到来し、21世紀に向けて、建設産業市場は様変わりする。そのなかで生残る方策は、人が全てであり、人材育成が経営トップの最大の仕事であると力説した。長門氏の講演の要点をまとめた。

まず、建設産業界はこれからどうなるか—今までの横並びの「共生社会」から技術に優れた企業以外は淘汰される「競争社会」になる。明治以来の「結果の平等」いわゆる「護送船団方式」から「機会の平等」の時代になり、「結果は本人の努力次第」になる。また、ストック有効活用型社会の到来で、維持、補修、改修の新しい建設市場が形成され、建設業界の優勝劣敗に大きな影響を与える。

建設産業政策は社会資本を整備する「国土建設」から社会資本活用や自然環境を含めた総合的な「国土マネージメント（整備・利用・保全）」へと転換される。

情報化が進み、C A Dの活用、建設C A L S／E Cが導入される。

公共工事の入札制度が改善され、従来の自動落札方式が見直され、総合評価方式等が導入される。例えば、橋梁架替え工事で、いかに短い期間だけ交通遮断するかといった価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決める。

2000年4月から国直轄工事には入札にI S

O 9000 sが適用される。県でもやがて適用するようになろう。

公共工事のP F I事業への対応—公共工事を民間資金の主導で行うP F Iが未来指向の建設新手法として登場してくる。中小建設業者は、民間工事の受注競争になる。

どこが違うか—「伸びる企業」と「ダメになる企業」の経営原則。「伸びる企業」のトップは変革の時代でも変わらぬ経営原則と変革の時代に絶対変わる経営の原則とをわけまえて舵取りをする。絶対変わらぬ経営の大原則は利益第一主義に徹すること。さらにヒトが最大の経営資源であるから、人材の確保、育成、活用を図らなければならない。

### 〈長門昇氏略歴〉

昭和24年早稲田大学建築学科卒業  
大成建設入社 昭和62年エヌエイシステム設立 一級建築士 中小企業診断士

### 総合評価方式とは

我が国の公共工事の入札は、落札者の決定方式として価格のみの競争により自動落札方式を採用している。これに対し、総合評価方式は、工期、安全性等価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する方式。技術力を反映した入札・契約が可能になる利点があり、入札談合を誘発しにくくするという面もあると考えられている。

## 連合会の動き

### 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会 及び経営改善委員会合同会議を開催

8月10日正午から埼玉建産連会館センター2階第1会議室において、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会及び経営改善委員会合同会議を開催し、今後の事業推進について協議した。

事務局の山村県建産連常務理事の司会で開会、冒頭挨拶に立った島村協議会会长（当建産連会長）は、建設産業を取巻く厳しい情勢を述べたのち、協議会の今後の事業推進のため、元・下関係改善向上へよりよい方向を見出したいと、率直な意見の交換を要請した。続いて当建産連経営改善委員会町田委員長が立ち、「元・下契約実態調査は当委員会の懸案事項であり、是非実施したいのでご了承を頂きたい」と述べた。

特別出席の（財）建設業振興基金構造改善第1部の西澤部長、竹澤調査役、今泉副参事並びに全国建産連小野専務理事を紹介、続いて、列席の生産システム協議会委員、経営改善委員会委員が自己紹介を行った。

島村会長を座長に議題に入り、まず、埼玉県協議会の平成3年設立以来現在までの主な活動状況について山村常務理事が説明した。

次に、振興基金の西澤部長が建設産業の構造改善について説明した。西澤部長は、建設産業を取巻く状況の激しい変化の中で、構造改善のキーワードは自主自立、自己責任であり、業界が一体となって、自ら構造改善事業の原点を問い合わせ直し、この変革の嵐を乗切って



行く道を切開くことが重要であるとしたうえで、構造改善事業の経緯を説明、構造改善戦略プログラムが今年度で終わるが、今や構造改善ではなく、構造改革であり、今度の「建設産業再生プログラム」の「行政の役割」にあるように、建設産業の再生のため何をなすべきかは、各企業の自己責任と自助努力により考えるべきことであり、これは大手だけではなく、建設産業全体に当てはまる。今まで行政が方向を指導してきたが、今後は業界自ら方向を見極めていかなければならない。団体はその条件整備、環境整備を一体となってやっていかなければならないと見解を述べた。

西澤部長はさらに、構造改善事業の15の事業の実施状況を説明、最後に、今後の展開として、建設生産システム協議会のテーマに①都市と地方の視点②コストダウン③元・下契約の内容④情報化を挙げ、生産システムとは何か—これらの根幹をなす問題を発注者を加えて一緒に考えていくべきだと結んだ。

続いて、今泉副参事が振興基金作成の「専門工事業者企業力ステップアップ指標(案)」の概要を説明、施工力、経営力、財務力、総合力の客観的指標を示し、各企業の努力の結果が目に見える仕組みになっているので、大いに活用してほしいと紹介した。

次に、全国建産連の小野専務理事が「地方協議会の活動状況等」と題して、協議会設立の経緯、設立状況、活動状況、論議を進めているテーマ、申合せ等について説明した後各地方システム協議会、府県建産連での声を資料をもとに、数多く紹介した。

主なものを挙げると、

- ・公共工事の下請を長い間やっているが前払い金の恩恵にあづかったことはない。
- ・追加工事、変更増工事が生じたとき、泣いているケースがある。
- ・借入金が増えこの先返せるか心配だ。社会保険をかけている会社は25社中20社だったが、2社になってしまった。

元請は低価格なら下請けのお代わり自由だ。下請けの仕事は労務費比率が非常に高い。手形期間を短くしてほしい。前払金は一度ももらったことがない。

- ・コスト削減の面から平準化発注をお願いしたい。年度末の発注時期が重なり、第1四半期は仕事は皆無だ（管工事）
- ・コスト縮減10%が誤解され、町村における歩切りは現実にある。

小野専務理事は、以上のような声にみられるように、元請・下請関係は「対等の立場」の雰囲気は残念ながら醸成されているとはいがたいとし、元請の合理化、コスト縮減努力のしわ寄せが下請契約を通じて専門工事業者、現場の技能労働者の賃金にまで及んでいるのではないか。行政当局は、いわゆる盆暮れ通達により、システム合理化の遵守を指導、発注当局においても、施工台帳の法定化等により元下関係の改善、適正化に努めているが、まだ十分ではない。このため、最近発注者に

よる元請下請関係へのかかわりについて議論が高まっている。全国建産連としては、発注者が民民の経済行為に直接介入することには反対であるが、例えば、公共工事標準請負契約約款を守らない業者に発注者がペナルティを与えることは現行の中でも出来ると考えると述べた。

さらに、全国建産連として、地方システム協の活性化のための一つの方策として、適正な元・下関係確立のためには行政の指導が重要であり、特に発注者の発言は大きな影響を持つので、今後、地方システム協に発注者のオブザーバーとしての参加を拡充していくたいと述べた。そして、地方システム協の活性化のポイントは、総合工事業者が「対等の立場」であるとの認識をいかに持つかであるとした。

小野専務理事は最後に、建設産業再生プログラムにおいて「建設産業も競争激化の中で優勝劣敗、淘汰の時代を迎える」としているが、優勝劣敗という言葉は始めてで、建設省は、技術者のチェック、ロットの拡大、ISO、発注者支援データベース等により、不良不適格業者を淘汰しようとしているのではないかとの見解を述べた。

意見交換に移り、建設CALS、発注ロットの拡大とコスト縮減等について活発な質疑応答が行われた。

最後の議題は「元・下関係の契約適正化について」で、山村常務理事が10月1日調査実施予定の「埼玉県建設産業における元下契約関係実態アンケート調査案」について概略を説明した。平成8年調査とはほぼ同一であるが、元請企業と下請企業に区分した点等前回調査と異なる点を説明、調査実施が了承された。

島村会長が「お陰様で有意義な会議になりました。今後経営改善委員会と協議しながらよりよい方向を検討してまいります」と締括り、2時間余にわたる会議を終了した。

## 理事会・委員会報告

### 理 事 会



7月1日午前11時から埼玉建産連会館2階第1会議室で年度第2回理事会を開催した。

島村会長が挨拶、通常総会、設立20周年記念式典が無事終了したことに感謝するとともに、その後協議願いたい事項が生じたため急に理事会を開催することになったことについて了承を求めた。

次に、山村常務理事から、新しく副会長に就任された埼玉県空調衛生設備協会有山賢一会長、及び新しく理事に就任された東日本建設業保証(株)埼玉支店杉江博孝支店長(欠席)、埼玉県コンクリート圧送事業協同組合庭野敏夫理事長(欠席)、埼玉県生コンクリート工業組合鈴木昭英理事長、埼玉県設備設計事務所協会服部幸二会長をそれぞれ紹介した。

島村会長を議長に、議事録署名人を選出のあと、議題に当初予定されていた土屋知事勲章受賞祝賀会の件が、土屋知事の超ご多忙のためもあって、祝賀会を行わないことになったため、議題から除かれたことについて島村会長から説明し理解を求めた上で本日の議題に入った。

まず、「国際技能工芸大学(仮称)設立協力について」特に島村議長から同大学設立準備財団の工事発注関係の情報、その後の資金協力要請の動向について説明があり、県内

建設産業界に対してより多くの寄附を求める意向のようなので、先にお願いした団体ごとの金額の中身が多少変わってくるかもしれない」と述べ理解を求めた。

次に2番目の議題「自民党県議団への政策要望について」は、山村常務理事から、昨年に引き続き自民党県議団から、県に対する要望を7月20日までに出してほしいということで、「平成12年度公共事業予算の確保について」、「公共工事の平準化について」、「専門工事の分離発注について」の3項目を挙げたが、他にも要望があれば提出していただき、7月9日の総務委員会でまた検討していただくことにしたいと説明、議長からも当面の要望として3件の他にあれば総務委員会前に提出願いたいと要請、了承された。その他として、山村常務理事から関係団体に対する連絡事項を伝え、議事を終了した。

### 総 務 委 員 会



7月9日正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で、島村会長同席のもとに年度第1回の総務委員会を開催し、①平成11年度予算執行等に係る要望事項について②全国府県建産連会長会議の提出議題について③自民党県議団への政策要望について④全国建産連会長表彰の候補者推薦について等を議題に討議した。

山村常務理事の司会で開会、関根委員長が挨拶し、多くの問題が山積し、関係筋へ要望しようということで、遠慮なく意見を頂きた

いと、委員各位の協力を要請した。

続いて、出席委員の自己紹介のあと関根委員長を議長に議事に入った。

平成11年度予算執行等に係る要望事項についてを上程、山村常務理事が、提示資料要望事項調書（案）について説明した。会員団体から提出された国、県、市町村に対する要望をそのまま列記したもので、建産連関係2件、会員団体関係8件で、内容は公共事業予算の前倒し執行、公共工事の平準化、専門工事の分離発注、地元企業優先発注、市街化調整区域の見直し、住宅建設促進の税制等であった。種々意見交換のあと、要望を整理してまとめることとし、事務局に一任した。

次に、全国府県建産連会長会議の提出議題について審議した。提案議題として①専門工事分離発注の推進について②電気工事の県内JVへの発注について③国、公団等の設計業務の地元業者への発注拡大についての3件が挙げられた。種々意見交換のあと、とりまとめを島村会長に一任することに決した。

次に、自民党県議団から提出要請のあった県に対する要望事項について、事務局から①平成12年度公共事業予算の確保について②公共事業の平準化について③専門工事の分離発注についての提案3項目について説明、これに対し、都市部の公共事業の重要性を協調すること、説得力を持たせるようにすることなど要望が出された。

続いて、全国建産連会長表彰の候補者推薦を諮った。事務局から、表彰規定に照らし、日下鉄二氏（県コンクリート製品協同組合理事長）、矢沢研二氏（県下水道施設維持管理協会副会長）の2人を挙げた。特に異議なく2氏の推薦を決定した。

その他として、委員会別分担事項が事務局から示され了解された。

このあと、フリートーキングの形で、コンクリートの劣化、環境対応など当面する重要な課題が取上げられ、活発な意見交換が続けら

れた。関根委員長が今後各団体から問題点を出し合って委員会を活発に行いたいとしめくり、2時間余にわたる会議を閉じた。

## 広報委員会



7月23日正午から建産連会館1階特別会議室で島村会長同席のもとに、広報委員会を開催し、建産連ニュース第81号の発行について、同82号の編集案について及び「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集についてなどを議題に協議した。

山村常務理事の司会で開会、松本委員長の挨拶を受けたのち、新任の委員富田健二埼玉県設備設計事務所協会副会長と新任の建産連専務理事持田勝美氏が紹介された。

議事に入り、まず、建産連ニュース第81号の発行について山村常務理事から各記事の要点を説明し、委員長から委員に感想・意見を求めた。その結果特に指摘はなかった。

次に、第82号（10月15日付）の編集案について山村常務理事からの各項目ごとの趣旨説明を受けたのち、意見、提言を求めた。行政情報テーマについて若干質問があったほか、7月22日に開催された経営講習会の中で説明された新たな入札・契約方式として注目されている総合評価方式についてもとり上げてはとの提案があり、これを何らかの形で加えて作業を進めることで了承を得た。

続いて、第21回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集要領を提示し、

応募作品は申出があれば返還することとしたほか例年通り実施したいむね説明了承された。

その他、建設産業のイメージアップになる標語の募集が提案され、発表形式を含めて検討課題とすることで了承された。

最後に、次回開催を10月22日（金）と決めて散会した。

## 研修指導委員会



8月18日正午から埼玉建産連会館1階特別会議室において研修指導委員会を開催し、平成11年度の事業実施計画について協議した。

山村常務理事の司会で開会、瀧澤委員長の挨拶、出席委員の自己紹介のあと、瀧澤委員長を議長に議事を進めた。

事務局より、これまでの研修指導委員会事業による講演会の実績と見学会の実績について説明のあと事業実施計画案が提示された。まず、講演会については、「これからの中企業はどう変わるか」をテーマとするA案と「建設業と環境ISO」をテーマとするB案が示され、意見交換の結果選択を事務局に委ねることとした。日時は11月22日（月）又は11月26日（金）、会場は建産連会館センター大ホールとすることで合意された。

次に、見学会について、事務局より県内、県外それぞれ数箇所が対象として提示され、種々意見交換の結果、県内の2、3か所を組合わせることで事務局に一任した。

また、事務局から、中級のパソコン講習を11月ころ実施したいと提案があり了承された。

その他として、講演会の開催を会員に周知させるよう要望が出され、事務局で、その一つとして、できるだけ早くインターネットのホームページを開設したいと述べ了承され、以上をもって会議を終了、散会した。

## パソコン初級講習会を開催

当建産連は研修指導委員会事業として、7月6日（火）、7日（水）の両日、浦和市原山のポリテクセンター埼玉でパソコン初級講習会を開催した。講習内容は初心者向けのパソコンの基本、ウインドウズ95'、簡単なワープロなど。対象者は会員団体の事務局職員または役員、会員企業の従業員の方で、19人が熱心に受講した。（写真）



## 全国府県建産連会長会議 各府県提案の10項目を決議

全国建設産業団体連合会の会長会議が9月16日香川県高松市で開催され、本県から島村会長等が出席した。この会議において、各建連の提案に基づき、10項目の決議を行った。主なものは次のとおり。

- (1) 公共事業を中心とした、総額5兆円以上の補正予算計上
- (2) 公共事業予算を増額確保した平成12年度予算の早期成立

- (3) 公共事業施工平準化のためのゼロ国債等の拡大
- (4) 分離・分割発注を含む中小建設業者の受注機会の確保

席上全国建産連会長表彰が行われ、本県では次の2氏が受賞した。

日下 銀二氏（コンクリート製品協同組合）  
矢沢 研二氏（下水道施設維持管理協会）

●建築と設備の市場単価／工事・施工単価専門誌

# 建築コスト情報

●季刊 4・7・10・1月発行

■B5判／約700ページ

■年間購読料

■定価4,600円

(年4冊)

15,800円(税込)

## 21世紀の建築プロジェクトのために

21世紀はプロジェクトマネジメントの時代と言われるが、その実務的解説書が経験豊富な著者により、このたび出版されました。

## 新刊 建築決断のコスト

■黒田隆・高橋照男 共著

■B5判／約270ページ／定価3,150円(税込) 送料380円

21世紀の建築は経済最優先の決断から、より幅の広い視野に立った建築決断が求められている。本書は建築において、芸術、工学、環境というその本来の目的が十分に發揮できるように、裏付けとしての経済的土台を解説する、本邦初で待望の実務書である。

本書の内容は理論ではなく、すべてが実務に基づくものであり、演習も提示している。

改訂6版

## 造園修景積算マニュアル

■風間伸造 著 ■B5判／457ページ／定価5,500円(税込) 送料450円

改訂9版

## 下水道工事積算の実際

■下水道工事積算委員会 ■B5判／492ページ／定価6,300円(税込) 送料450円

土木・建築・設備工事の総合標準歩掛実務書

## 改訂36版 建設工事標準歩掛

■建設物価調査会積算委員会／編

■B5判／1,150ページ／定価14,700円(税込) 送料700円

本書は、土木、建築、設備工事の総合的かつ体系的な建設工事標準歩掛として発刊以来長年多くの実務者にご利用いただいております。今回の改訂36版では、最新の施工技術に対応、または読者層各位のご意見、ご希望を受けて内容の一層の充実を図っております。

●ご予約・お問い合わせは●

財団法人建設物価調査会 業務一課

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジタービル日本橋)  
TEL 03-3663-8761 FAX 03-3663-8768

建設省所管

## 埋蔵文化財

### 関連史跡探訪(12)

#### 難波田城跡の整備と保存

##### 1 富士見市の沿革

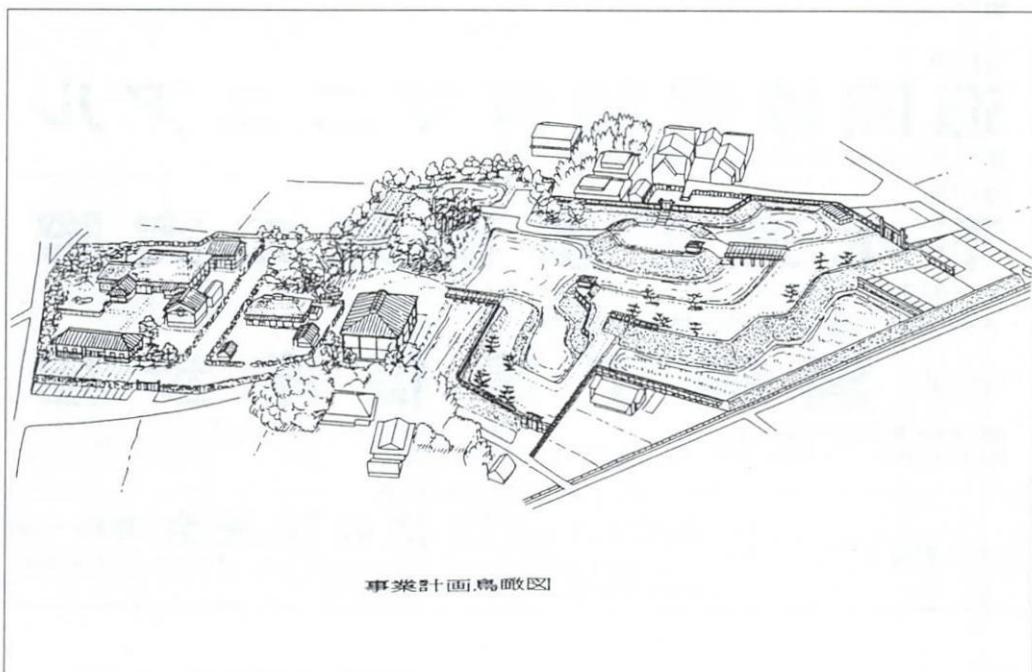
富士見市は埼玉県の南西部、荒川右岸に位置する面積19.7km<sup>2</sup>の市である。昭和31年の鶴瀬・水谷・南畠の3村合併によって富士見村となり、その後の日本住宅公団鶴瀬団地の設置によって都市化がはじまり、昭和47年に市制施行を行った。「富士見」というのは当地域から見える富士山から命名したものである。池袋より東武東上線で約25分の位置にあることから、首都東京の住宅地として現在人口10万人を超えるにいたっている。

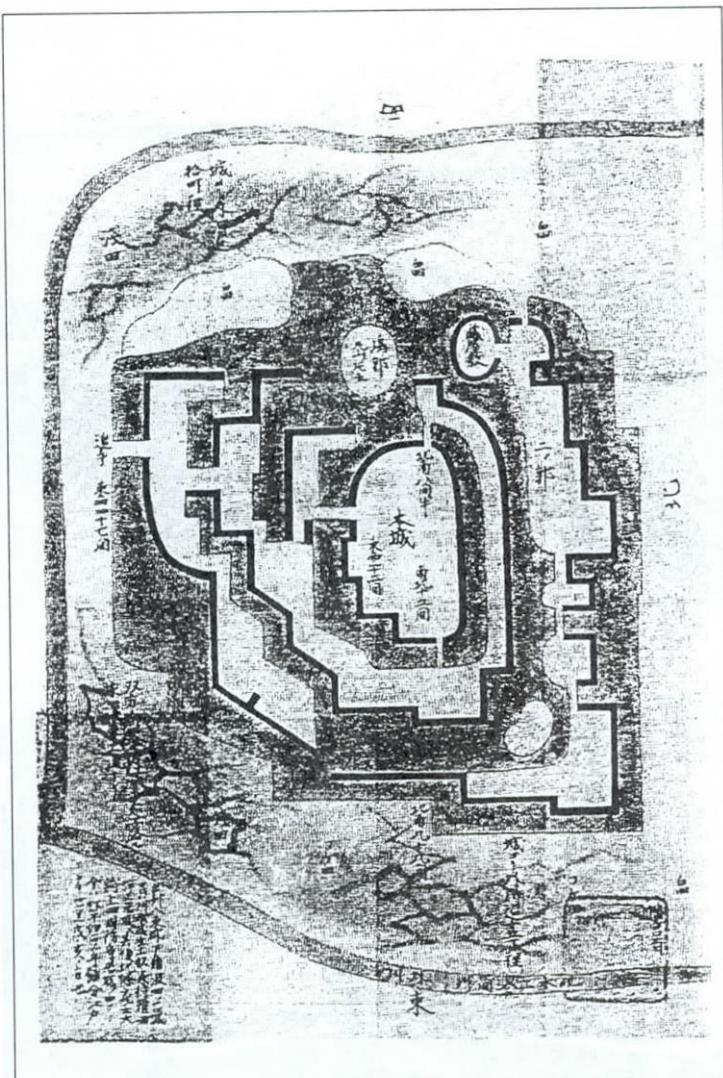
市内には多くの遺跡の存在が知られているが、それらの中でも国指定史跡水子貝塚は現在「縄文ふれあい広場 水子貝塚公園」として、多くの市民の憩いの場として親しまれている。

##### 2 難波田城跡の歴史的位置

難波田城は、市内の東部にひろがる荒川と新河岸川の形成した、自然堤防の先端部を中心に存在する。昭和3年に埼玉県史跡として指定されたが、戦後の農地改良などにより、土壘がくずされて堀が埋められるなどしたために昭和36年に旧跡に指定変更された。

江戸時代の末期に編さんされた『新編武藏風土記稿』に「土人云天文ノ頃上杉家ニ仕ヘシ難波田弾正憲重ガ居城ナリト」「憲重討死ノ後此辺総テ北条家ノ分国トシテ其旗下上田周防守某在城セシカ天正十八年ノ後廃城トナレリ今城跡ノサマヲ見ルニ四方二町余ノ地ニ





古 絵 図（浅野文庫）

テ追手ハ南ノ方小名宿畠ト云ル辺ナリ土居及ヒ堀ノ遺跡ハ四方ニ見ユ西ノ方ニ櫓台ノ跡アリ夫ヨリ一町余ヲ隔テテ馬場蔵屋敷ナトノ跡残レリ東ノ方三町許二代官屋敷舗ノ跡アリ土人ノ話ニ昔ハ外廓アリテ堀ヲ二重ニ構ヘシ由」とある。また、数種の絵馬が現存することから、古の面影を知ることができる。

富士見市教育委員会が行った発掘調査の成

果と、古絵図などによって城跡が復元できる。城の南東部は湿地帯となり、自然堤防上に三重の堀を巡らした所謂「浮き城」である。本丸は南北60メートル、東西70メートル、本丸の北には二の丸、東側には天神社を祀る天神郭が位置する。本丸の南には比較的小さな郭が南北に二つ、さらにその南に大きな郭が位置している。この大きな郭が「宿」と呼ばれ、ここが城の大手にあたる。

以上のような城は、発掘調査で出土した遺物は14世紀から16世紀のものが殆どであったことから、当初は自然堤防の先端部分に当たる本丸付近に、比較的小規模な館が造られ、順次手が加えられ、戦国時代に現在の本丸部分を中心に三重の堀を構える城として拡張・整備されていったと考えられる。

### 3 史跡公園の整備

難波田城跡を史跡公園にという計画は、昭和63年に、城跡の一部にあたる部分を市が買収したことに始まる。その後、平成7年度までに現在の公園用地約1万7千m<sup>2</sup>の買収を終了した。平成8年度までに公園整備基本計画と実施設計、資料館の実施設計を策定とともに、この間、古民家の寄贈を受けて解体

保存を行った。

公園は城跡全体の南側を中心として、東西に細長い形態をなしている。そのため資料館を中心として東側部分に「城跡ゾーン」、西側部分に「古民家復原ゾーン」のゾーニング計画とした。

城跡ゾーンは発掘調査の成果と古絵図をもととして、曲輪・堀の配置と、土塁などの復元を行うことを基本とした。堀は20~30cmの水深をもつ水堀とし、一部に花菖蒲を植えるなどの湿性植物の植栽を行う。将来は自然の植栽を生かしたトンボ・螢などが生息できるようにする。土塁は発掘調査や古絵図では高さ・形態が不明であるために、高さ1メートルとし、法面にはコクマザサ、土塁上には生け垣を植栽する。城門は冠木門を曲輪1（本丸）に、棟門を追手門とする。城跡ゾーンの周囲は板塀を巡らす。曲輪の間には木橋を設置し、その1つは発掘調査で確認した木橋をもとに復元する。

古民家ゾーンは市指定文化財である古民家

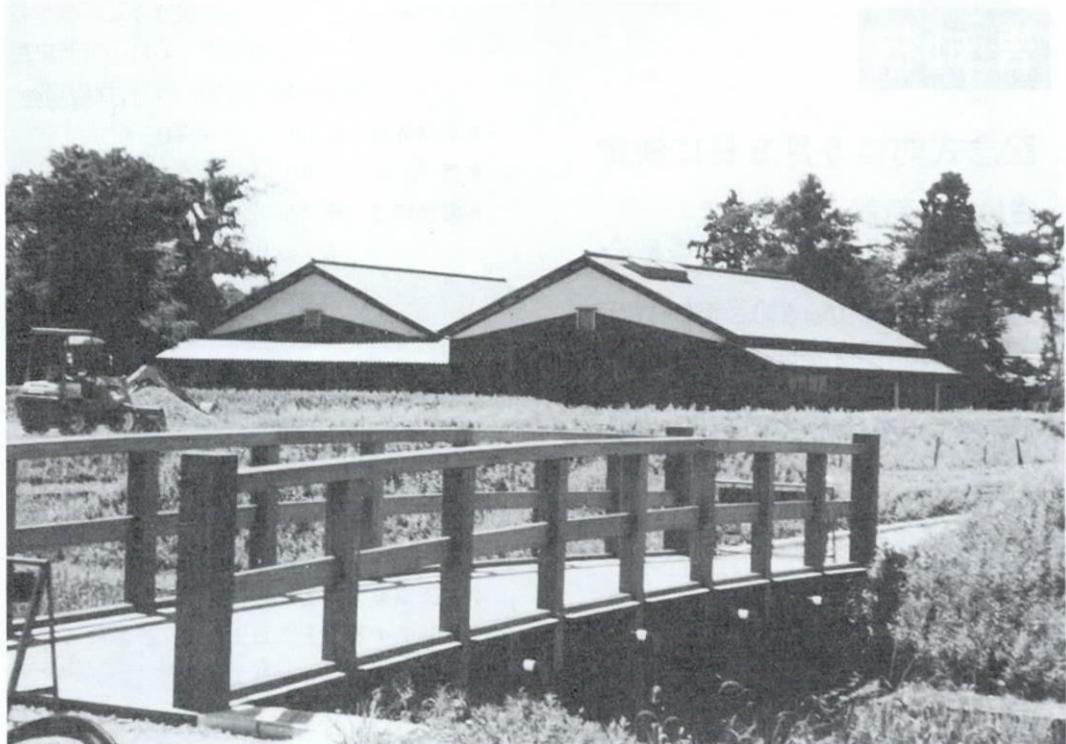


旧大沢家主屋の復原状況



旧金子家主屋の復原状況

の主屋2棟と長屋門を中心に、その付属屋を新築して富士見市の農家景観を復元することを目指した。移築復原の旧大沢家主屋は式台をもつ旧名主宅であるが、この主屋を中心



城跡ゾーンより資料館を望む

とする大沢家ゾーンは、移築復原の長屋門と文庫蔵、穀蔵などを新築して、名主屋敷の復原を行う。園路を挟んで隣接する金子家ゾーンは移築復原の旧金子家主屋を中心に納屋などを配置して、富士見の標準的な農家景観の復元を目指す。

資料館は公園全体の管理・運営を行うとともに中世から現代までの歴史資料と民俗資料を扱うものとした。中には展示室、資料室、講座室などがあるが、外観は蔵造り建物をイメージした木造平屋の建物で、古民家ゾーンと城跡ゾーンという時代や性格の異なる両ゾーンを結びつける建物とした。

#### 4 さいごに

公園整備は以上の計画のもとに、平成9年度から11年度の3か年計画で、平成12年6月

の開園をめざし、現在最後の仕上げにむけての工事を行っている。資料館は現在展示室の工事に取りかかっており、古民家は内部の建具の造作工事を行っているという現状である。

工事は相応の予算と工事施工業者があればできることは自明のことである。しかし、こうした歴史公園を、いかに最大限活用していくかというソフト面の充実がなければならないと考えている。多くの市民に利用・活用されるための仕掛けのいくつかは、工事の中にはほぼ希望通りに入れることができたが、さらなるソフトの充実が、現在の最大の課題となっている。市民の自主的な活動を支援・組織化を図っていくことによって、富士見を代表する歴史公園としていきたい。

(富士見市立難波田城跡歴史公園開設準備室)

## 告知板

### 記念式典は5月5日に決定 さいたま新都心街びらき 記念事業実行委員会

さいたま新都心街びらき記念事業実行委員会（会長・土屋義彦県知事、県内各界62団体72委員で構成）は7月12日（月）浦和東武ホテルで第1回委員会を開き街びらき記念事業基本計画を決めた。

#### (1) 記念式典

5月5日（金）さいたまスーパーアリーナで、記念事業実行委員会、国土庁、住宅・都市整備公団の共催。招待者は3000人規模。式典次第は、オープニング・アトラクション、共催者挨拶、来賓祝辞、街びらき宣言。

#### (2) 記念フェスティバル

街びらき以降、5月の連休を中心に、けやきひろばなどで、子供からお年寄りまで多くの方が参加できるよう、花いっぱいフェスティバルや新都心見学会などの事業を実施する。

### 県教委主催

#### 『街道散歩・歴史家気分』

県教育委員会主催で、11月21日（日）「歩き・み・ふれる歴史の道 街道散歩・歴史家気分」が開催される。

開催要項つぎの通り。

★期　　日 11月21日（日）

★集合場所 国指定史跡『菅谷館跡』

★受付時間 8：00～8：30

★コ－ス 菅谷館跡(9:30)－向徳寺－大蔵館跡－縁ぎり橋－笛吹峠－赤沼古

代瓦窯跡・石田国分寺瓦窯跡－おしゃもじ山公園－毛呂山町歴史民俗資料館(15:30) ⇒ 行程約13km

★募集人員 2,000人（先着順）

★参加料 200円（傷害保険を含む）

★参加申込 〒355-0221

埼玉県比企郡嵐山町菅谷757

埼玉県立歴史資料館

☎ 0493-62-5652

### 講演会開催のお知らせ

当連合会では、環境問題に関する知識と認識を深めるため、講演会を次のとおり開催することとしました。多数のご参加をお待ちしております。

#### 1. 日 時

平成11年11月22日（月）

午後1時30分～3時

#### 2. 場 所

埼玉建産連会館センター大ホール  
(浦和市鹿手袋4丁目1番7号)

#### 3. 主 催

(社)埼玉県建設産業団体連合会及び  
(社)埼玉県建設業協会浦和支部共催

#### 4. 講演のテーマ

『建設業と環境ISO』

#### 5. 講 師

武藏工業大学 環境情報学部

教授 中原 秀樹氏

#### 6. 対 象 者

建産連加盟団体会員及び建設業協会浦和支部会員

## 植物を旅する その5

### —コシガヤホシクサ—

*Eriocaulon heleo  
charioides satake*

有瀧忠彦

小さな花が密集した  
頭状花が特徴

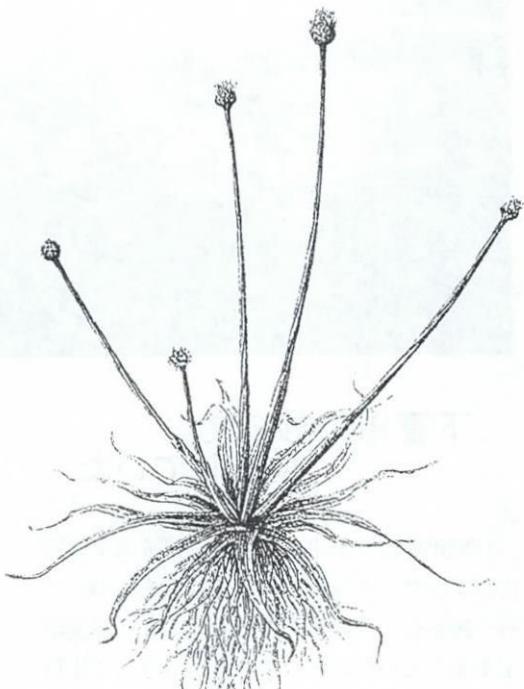
コシガヤホシクサは、被子植物单子葉綱、ホシクサ科、ホシクサ属に入ります。特に花が美しいとか、目立つ植物ではありませんので、一部の研究者以外に、ほとんど世間の注目を浴びることのない植物でした。

図を見てお分かりになるように、放射線状に伸びた葉から、多数の花茎を出し、その先に頭状花をつけます。頭状花は100個ほどの白い小さな花が密集したものです。小さな花は長さ約2ミリ、幅は1.5ミリで、花には雌雄の別があります。雄花雌花とも苞・萼・花弁があります。雄花には6本のおしべと退化しためしべ、雌花には子房があり、子房は3つに分かれ各室に1個の卵子があります。

1つの頭状花は小さな花の集合であり、これらの花の形状がホシクサ属の分類基準になります。

### 元荒川の川岸で初めて採集

昭和13年（1938年）故前川文夫博士が越谷町の元荒川の川岸で初めて採集し、当時ホシ



（イラストは植物画家 小林 英成氏）

クサ属の分類研究をしていた佐竹義輔博士が新種として発表したコシガヤホシクサは現在の越谷市柳町付近に生育していたと思われます。（佐竹氏によれば遠い昔のことですが橋があつて川の流れの右側のことです。）そのころの元荒川の様子は、私の幼いころの遊び場であったのでよく覚えています。今の柳

町一帯は広大な河川敷でいくつもの小山の洲があり、一部は畑として利用され、利用されていないところはすすき等におおわれていました。夏になると川幅はひろがり、現在の宮前橋から市役所に通じる道路の左側はほぼすべて満水となりました。ヒシが流れついていて、あまりにめずらしい形をしていたので、よく拾って家に持ち帰りました。（昭和20年前後）



## 下妻市の砂沼で 生息していた

1989年の夏野田市在住の植物研究家土屋守氏がコシガヤホシクサの生きた株を私のところへ持参し、茨城県下妻市砂沼の、一部護岸工事をしていないところに、かろうじて生息しているとのお話をうかがい現地におもむきました。

砂沼は周囲約14キロの南北に細長い湖沼で、水源は主に鬼怒川からの取水で、周囲の田に農業用水として利用されてきました。

そのころ東西を結ぶ橋を建設中で対岸には巨大な建物を建設中でした。あとで分かったのですが、県立の博物館でした。こちら側は公園を整備中で、人の歩く道が出来、ハナミズキ

その後町による宅地造成で柳町ができたのですが、当初は公園をつくるという名目だったようです。広大な水がめが宅地に変わり、洪水の被害（キティ台風で越谷高校は水びたしでした。）があったりしてその後今のが逆川（葛西用水）ができたのですが、コンクリーによる護岸工事がなされました。そのため対岸のヨシ群落は消滅し、コシガヤホシクサもその傾滅びたものと思われます。

などが植えられていました。そしてただ1か所くびれたような地形で、後ろに老人ホームのある所だけ護岸工事がされていませんでした。そこにコシガヤホシクサがありました。

ところで砂沼は農業用水として利用されているため、田植え前が一番水位が高く田植えのころは水位がやや下がります。8月ごろからはじょじょに水位が下がり岸辺は水が引きます。1本の榎の木が岸辺にあり、その辺りは水草やヨシも多く生えていて、春になると魚の絶好の産卵場となり、大きなコイが群をなして手摑みでとれるくらいです。

## 水と陸との接点で生息

コシガヤホシクサは水の中でも発芽し、じ

ょじょに放射状の葉を伸ばし、夏に花茎を伸ばして開花結実するのですが、成育しているのは岸辺から1~2メートルぐらいのところから先で、深い水中には生育しません。(水深60センチぐらいまででしたら花茎を伸ばし結実します。)



冠水状態で生育する

水が引いたところで開花結実するのです。そのような、水と陸との接点という極めて特異な生態系の中で生活しているコシガヤホシクサは大変興味ある植物で、(進化の歴史の中でこの植物は陸から降りてきたのか、水から上がろうとしているのか私には分からぬが)私もその保護のために、いくらかでもお役に立たねばならぬと思い、環境庁へ行ったり、下妻市やホシクサ科植物研究者の東京農大宮本太氏等と連絡をとりながら活動して来ましたが、残念ながら力及ばず絶滅させてしまい、今でも悔やんでいます。

そのためコシガヤホシクサについて書くのは気が引けるのですが、あれからもう何年もたっていますし、今後の保護のありかたを考える上で参考にでもなるかと思い、今回コシガヤホシクサについて書くことにしたわけです。

## 保護活動も空しく

私たちがまず考えたことは、これから行われようとしている護岸工事をなんとかやめさせることはできないかということでした。下妻市側の説明では、砂沼の公園化工事は国

補助のもとに県が工事を行い完成後の管理は市が行うとのことでした。そのころ下妻市の窓口は教育委員会で、環境課はないとのことでした。私は地元国会議員の元環境庁長官青木正久氏の自宅にうかがい現状と保護を訴えました。青木氏の紹介で環境庁へ行き説明し、環境庁は県を通じ下妻市に注意を喚起することでした。そのようなこと也有って、また、宮本氏がじかに市職員に説明したりして護岸工事については、すぐには着手しないことになりました。

護岸工事に関しては、まあまあの成果だったのですが、この沼に関しては地権者のはか水利権者と漁業権者がおり、水利権者とは農業用水としての水の利用を管理する組合、漁業権者とはこの沼を利用する釣客を管理する組合のことでした。本来この沼は農業用水として田に水を引くという重要な役割があり、必要な時に田に水を引き、必要でない時は排水するという仕事をしてきたのですが、近年のレジャーブームで釣り客がかなり増え、釣り客から金を取って運営している漁業組合は(一人入漁料300円船代1,800円計2,100円)一年中沼を満水にして釣り客を呼ぼうという考えがあるようでした。もしそのよう

ことになればコシガヤホシクサの生態系は完全に破壊されることになるのですが私たちはまさかとたかをくくっていたふしがありました。8月に入ると、水位は満水時と比べ1メートルほど下がり水の引いた岸から2メートルぐらいのところから10メートルぐらいのところまでミズニラやコシガヤホシクサが共生していましたが、水が引かなければコシガヤホシクサは8月中旬ごろから花茎を伸ばし結実するプロセスが完全に狂ってしまうわけです。1994年は10月になっても水は引きませんでした。その年コシガヤホシクサは絶滅しました。釣り客のために満水にしたためです。

「日本自然保護協会」に電話したところ、自然保護のための調査研究に補助金はだすが、個々の生物の保護は行っていない、とのこと。また、地元の自然保護団体は公園や花壇に草花を植えたりする会のようでした。また大学の研究者は研究で食べているのであり、保護ではメシは食えない。マスコミがさわげば少しは話題になるが、本質は全く変わらない。

県の工事に対し市は口をはさめない。漁業組合や水利組合に対して国や県も口をはさめ

ない。まして私個人が組合と掛け合ったにしても組合長は組合員にどう説明するのでしょうか。

## 生態系に対する 価値観の見直しを

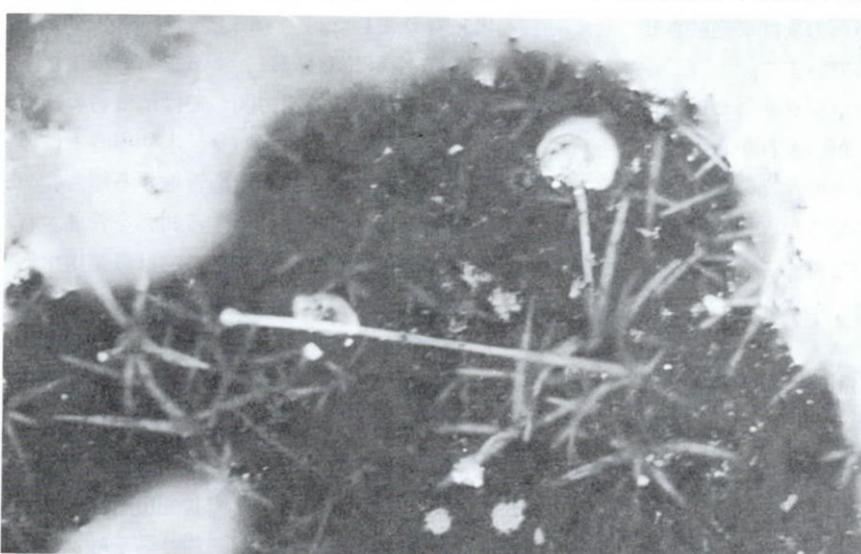
地球という大きな生態系の中で経済的価値の見いだされない生物の保護をいくら訴えても現在私たちが生活し共有している行政や経済のシステムではその価値観が変わらないかぎりこのような問題はあとをたたないでしょう。

最近、人々は「良い悪い」とよく言います。自分の価値観に照らして自分に都合が良ければ「良い」で、都合悪ければ「悪い」であるのは当然かもしれません、「自然は善」、「自然はいいもの、いいところ」とする風潮があります。

自然はそういう範疇を超えたところで成り立っているものであって、良くも悪くもないのです。地球を含む生態系の動きであり、リズムなのです。

人類が過去数十万年、自然とのかかわりの中でどう生きてきたか、我々の文化と価値観

は自然とのかかわりの中で、どう変化変質してきたか。もう一度真剣に見直し、新たな価値観を作りださねばならない時に来ていて思います。（この夏、茨城県下妻市において再び栽培に成功したと報じられています。）



水が引くころ花茎を伸ばす

# 建産連だより

## —会員団体の動静—

### 平成11年度応急危険度 判定士講習会のご案内

(社)埼玉建築士会

埼玉県では、被災建築物の応急危険度判定を行う建築技術者の養成を目的とする講習会を平成7年度から実施しており、今年度も下記の5会場で開催いたします。

そして、受講を修了された方は、応急危険度判定士として登録をしていただき、災害時にボランティアとして活動していただくこととなりますので、是非ご受講されますようご案内いたします。

#### 【主 催】

埼玉県・浦和市・川越市・熊谷市

#### 【協 賛】

(社)埼玉建築士会

#### 【後 援】

(社)埼玉県建築士事務所協会

(財)埼玉県建築住宅安全協会

(社)埼玉建築設計監理協会

(社)埼玉県建設業協会

#### 【日 程】

- 平成11年10月22日（金）  
川越福祉センター 定員150名
- 平成11年11月8日（月）  
県民健康センター 定員150名
- 平成11年11月19日（金）  
熊谷文化創造館 定員100名
- 平成12年1月25日（火）  
埼玉教育会館 定員150名
- 平成12年2月8日（火）  
埼玉建産連会館 定員150名

#### 【受講資格】

- 建築士法第2条に規定する一級建築士、二級建築士、又は木造建築士の資格を有する方
- 埼玉県に在住又は在勤の方

#### 【受講料】

テキスト代も含めて無料

#### 【申込用紙配布場所】

各市町村建築主務課窓口

埼玉県庁建築指導課

(社)埼玉建築士会窓口

#### 【問い合わせ先】

埼玉県庁建築指導課

震災対策・福祉のまちづくり担当

☎ 048-830-5529

(社)埼玉建築士会

☎ 048-861-8221

### !!1999年度11月16日 「いいいろ塗装の日」!!

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

(社)日本塗装工業会創立50周年記念事業として平成10年度「塗装の日」を一般公募し、11月16日を「いいいろ塗装の日」と決定した。

本年も11月16日を記念事業として、埼玉県障害者福祉課より紹介のあった知的障害者更生施設、比企郡滑川町の「滑川珠美園」をボランティアにて行う。支部事業として「いいいろ塗装の日」を一般大衆に認識を広めるためにこれからも続けていく。

#### 『カラーコーディネーター講習会開催』

塗料・塗装の社会への普及、啓発を事業目的とする当支部では、かねてより色彩提供産業としての業界の成長と地位の向上を狙いとして『カラーコーディネーター資格制度』の構築を推進してまいりましたが、業界の皆様の御理解、御賛同を伴って多数の有資格者が

誕生しつつあります。

当支部といたしましては、これらの資格者に対する応分の社会的評価の確立と能力発揮のステージ作りをフォローする事が今後の重要な課題と認識致しております。

## 浦和市立大谷場東小学校 実大耐震実験の報告

埼玉建築設計監理協会

今回の実大実験は小学校と中学校を集約して土地有効利用等をはかり、全体計画の中で建替のため取りこわすことになり、この校舎を利用して建物実大実験を行いました。大地震の衝撃を再現しながら、柱の捩れを伴う破壊実験や制震プレースを設置して補強効果を確認する実験を行いました。これらの実験の目的としては、耐震診断に問題とされる柱及び柱・梁接合部のせん断破壊に対する捩れ応力の影響を明確にし、耐震診断補強設計について適切な判定に役立てることを目的にしています。通常の実験は模型や構造解析によるシミュレーションを行っているが、今回の実験はまれにみる貴重な実大実験でした。

### <実大実験に関する実験計画>

- 実験建物提供者  
浦和市長 相川 宗一
- 主 催  
(社)埼玉建築設計監理協会
- 研究者  
工学院大学工学部建築学科教授  
工学博士 広沢雅也  
日本大学理工学部海洋建築工学科  
工学博士 安達 洋
- 共 催  
(社)建築研究振興協会・構造調査コンサルティング協会
- 協 賛  
(社)埼玉県建設業協会・浦和市建設業協会・

埼玉県鉄構業協同組合・埼玉県グラウト協会・埼玉県アンカー協会

### ● 後 援

(社)日本建築学会埼玉支所

### ● 事務局

(社)埼玉建築設計監理協会事務局 担当関口

### ● 概 要

#### 1. 実験期間

平成11年5月6日～7月26日

#### 2. 公開実験日

6月10日・6月20日・7月4日・7月  
18日の計4回開催

#### 3. 見学者数

500名(建築関係者)

#### 4. 実験項目

- ① 柱の捩り曲げせん断加力実験ならびに補強効果の確認(工学院大学)
- ② 柱・梁接合部の捩り曲げせん断加力実験(工学院大学)
- ③ 減衰機構付プレース補強架構の仮動的加力実験(日本大学)

#### 5. 取材放映等

NHK・日本テレビ・フジテレビ・サンケイ新聞・埼玉新聞・建設業界各新聞等各社



浦和市立大谷場東小学校の  
実大耐震実験見学会



柱の振り曲げせん断実験について解説

上記実験項目に伴う成果については後日、建築学会誌等で発表の予定です。最後に、今回貴重な実験の機会を浦和市長をはじめ関係者の方々のご理解とご協力によりまして、予定どおり無事故で実験を完了することが出来ましたことを、紙面を借り御礼を申し上げます。

## 労働災害防止大会の開催

建設業労働災害防止協会  
埼玉県支部

労働災害防止の自主的活動を展開している当協会主催で、今年度も「埼玉県建設業労働災害防止大会」を、下記により開催することとなりました。関係者の皆様の出席をお願いします。

なお、例年のごとく「事業場賞」及び「個人賞（功績賞）」の表彰が行われますが、本年度は「個人賞」の中に、優秀な職長を対象に、新たに「職長賞」が設けられ、表彰されることになりました。

### 記

1. 日 時 平成11年11月5日（金）

午後1時～午後4時45分

2. 会 場 埼玉会館 小ホール

浦和市高砂3-1-4

☎ 048-829-2471

3. 参加人員 500名

## 4. 内 容

第1部 式典及び表彰式

第2部 事例発表

「作業の危険予測運動」の実施  
について

第3部 特別講演

「言葉の引力～話術の真髄」

マーフィー 岡田氏

第4部 抽選会

### ※大会についての問い合わせ先

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

☎ 048-862-2542

## 中間前払金制度について

東日本建設業保証株  
埼玉支店

中間前払金制度は、従来国関係の機関が発注する、請負金額1,000万円以上且つ、工期150日以上の土木建築工事に対し、工期の $\frac{1}{2}$ を経過した段階で、出来高の検査を行わず、簡単な認定作業で、当初の40%の前払金に20%の中間前払金を追加支出ができる制度です。

受注者にとっては、工期半ばで請負代金の60%を受入れ、資材・労務費等に充当でき、また、発注者においても、出来高の検査が必要ないため、事務の軽減を図れるメリットがあります。

平成11年2月、「建設業の経営改善に関する緊急経済対策」の一環として、地方自治法施行令ならびに、同施行規則が改正され、都道府県・市町村等の地方自治体でも中間前払金制度が適用できることとなりました。

なかでも埼玉県は、いち早くその法改正の趣旨をご理解いただき、平成11年7月1日以降指名を行ったものから、同制度の適用を開始しております（埼玉県の財務規則は、平成11年4月に改正されているため、4月～6月

に契約された文も変更契約等を行い、中間前払制度を適用できるとしています）。

対象となるのは、「1件当たりの請負金額が50万円以上の土木建築に関する工事」となっており、これまで国が採用している制度に比べて、かなり広い範囲で適用していただけております。

中間前払制度を利用するためには、工事を落札した後、中間前払若しくは出来高払のいずれかから、「中間前払」を選択して請負契約の締結をしていただくこととなります。

次に、実際に中間前払金を受領しようとすると、以下の4つの要件を満たした上で、埼玉県より「認定調書」の発行を受けることが必要となります。

- (1) 工期が $\frac{1}{2}$ を経過していること。
- (2) 工程表により工期の $\frac{1}{2}$ を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の $\frac{1}{2}$ 以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払謹賀支出済みであること。

また、保証料も通常の前払保証料の約 $\frac{1}{5}$ と割安になっておりますので、中間前払金制度を是非ご利用いただきたいとご案内いたします。

なお、その他詳細につきましては、下記までご連絡下さい。

#### 【問合せ先】

東日本建設業保証(株) 埼玉支店

☎ 048-861-8885

## 第4回経営者研修会 開催される！

埼玉県建設コンサルタント  
技術研修協会

当協会は、経営者の経営能力の強化のため設立以来経営者研修に重点をおいており、早

くも今回で第4回目の研修会を去る8月23日（月）に埼玉建産連会館で開催した。講師には松井健一先生に同研修会として3度目の登場をお願いした。演題は『21世紀勝ち組になるために打つべき手』で、先生の力強い卓越した説得力のある講演は、参加者34名を完全に魅了し、かつ実効性ある研修会となった。

まず、小山総務委員長の司会で、小山会長が「日本の全産業は今生き残りをかけている。国及び地方の借金は561兆円で公共事業に経営の100%を依存している我々には大きな影響が出ている。本年度は仕事には問題ないが、来年度以降は、まったく予測ができない。どうしたら生き残れるか、具体的なことを本日お話いただこうと思っている」と挨拶する。

講師の講演内容の要旨は次のとおりである。

1. 先に発表された三大銀行の事業統括の次は、ゼネコンの再編成である。青木建設等は債務免除でなんとかいきついた。青木建設の社長のコメントを例に挙げ、『従業員の意識改革』の必要性を説く。
2. 公共工事の発注者の姿勢の変化がみられる今日、設計・測量業界も従来のルートセールス営業から、技術等提案型の開拓セールに変えなければならない。
3. 21世紀の勝ち組になる企業の共通点として、①リーダーの機敏な行動、②ピッチの時の回復力、③人の上手なマネジメント、④徹底したスピード、⑤明確な強みを持つ、⑥技術開発・人材育成の先行投資、⑦ナンバーワンの得意技を持つ。
4. 生き残りのための提言として、①適正な職員数を把握する、②成果主義でいく、③技術職員の意識改革、④経営数値のオープン、⑤今こそ経営のとき、など具体的な実例を挙げて警鐘を鳴らした。

閉会の辞で、野口副会長は「これからいかに実行すべきかである」と締め括った。

## 理事長の交代並びに『定期報告制度の概要説明会』及び 『定期報告実務要領講習会』の開催について

(財)埼玉県建築住宅安全協会

① 去る8月25日開催の理事会において、正副理事長の互選が行われ、これまでの安藤晃理事長が退任し、後任理事長に横田充穂氏が就任しました。また、副理事長には関根宏（留任）、瀧澤源二郎（留任）、坂本勤（新任）及び菊池栄三（新任）の各氏が選任されました。よろしくお願ひいたします。

### ② 『定期報告制度の概要説明会』の開催

定期報告の対象となる建築物等の所有(管理)者を主な対象としたこの説明会を、10月に次の日程で開催します。

日 時	場 所
10月1日（金） 13：30～16：00	大宮ソニックシティー 9階 906会議室
10月6日（水） 13：30～16：00	浦和市文化センター 3階 大会議室
10月8日（金） 13：30～16：00	皆野町総合センター 1階 会議室
10月12日（火） 13：30～16：00	加須市福祉会館 2階 201会議室
10月13日（水） 13：30～16：00	草加市中央公民館 3階 第一講座室
10月19日（火） 13：30～16：00	上尾市役所 1階 101会議室
10月27日（水） 13：30～16：00	川口リリア 11階 大会議室
10月28日（木） 13：30～16：00	アトレ川越 6階 コミュニティルームA

### ③ 『定期報告実務要領講習会』の開催

定期調(検)査資格者を対象として、調(検)査報告の実務を習得するための講習会を11月に次の日程で開催します。

日 時	場 所
11月5日（金） 13：00～17：00	建 築 物定期報告実務要領講習会
11月10日（水） 9：30～17：00	建築設備定期報告実務要領講習会
* 会場はいずれも埼玉教育会館201・202会議室（定員180名）	

※ ②及び③の詳細については、本会事務局（☎ 048-865-0391）へお問い合わせください。

## 連合会日誌

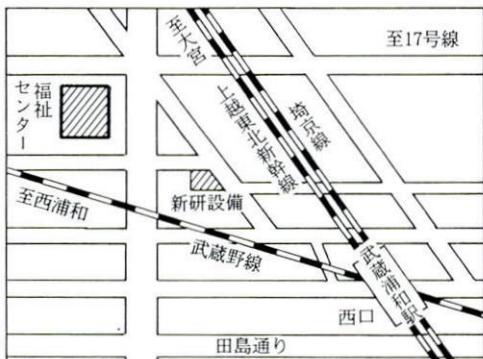
- 7月12日 第1回さいたま新都心街びらき記念事業実行委員会（東武ホテル）に島村会長出席
- 7月22日 建設業経営講習会  
『ここが違う「伸びる企業」「ダメになる企業」—うちの会社は大丈夫か』  
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催  
後援：埼 玉 県 於：埼玉建産連会館センター 3階大ホール  
講師：長 門 昇 氏 受講者総数 116名
- 7月23日 広報委員会  
建産連ニュース第81号の発行、第82号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて協議
- 7月27日 彩の国豊かな住まいづくり推進協議会平成11年度第2回講習会  
(さいたま新都心、県営サッカースタジアム等見学)に山村常務理事出席
- 8月10日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会及び経営改善委員会合同会議  
協議会の活動状況、建設産業の構造改善、地方協議会の活動状況、元・下関係アンケート調査等について協議
- 8月18日 研修指導委員会  
平成11年度事業実施計画について協議  
埼玉県建築物安全安心推進協議会（共済会館）に山村常務理事出席
- 8月20日 (社)全国建産連理事会及び正副会長会議・総務・広報・構造改善対策合同委員会  
(㈱建設業振興基金會議室)に島村会長等出席
- 9月 3 日 平成11年度埼玉県優秀建設工事表彰式（浦和市民会館）に島村会長出席  
土屋義彦知事を囲む懇談会・大阪大会（新阪急ホテル）に島村会長出席  
岡田道夫氏黄綬褒章受章を祝う会（パレスホテル）に山村常務理事出席
- 9月16日 全国府県建産連会長会議、香川県高松市で開催  
～17日 島村会長等出席
- 9月22日 埼玉県希少野生動植物種検討委員会（共済会館）に島村会長出席  
埼玉県自然環境保全審議会（共済会館）に島村会長出席  
自動車NOx等削減方策検討委員会（県民健康センター）に山村常務理事出席
- 9月27日 埼玉県建築物安全安心推進協議会に山村常務理事出席
- 9月29日 正副会長会議  
理事会付議事項について事前協議  
理事会  
当面の諸課題等について協議
- 10月12日 さいたま新都心研修会（共済会館）に山村常務理事出席

# 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

(平成11年9月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 杉江 博孝	浦和市高砂4-3-15	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	大宮市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 潤澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	浦和市東高砂町6-15	336-0006	048(811)1820
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銀二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	浦和市宿285-2	338-0814	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350-1105	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 神戸 清二	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 服部 圓	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	浦和市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	浦和市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 関根 弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453 サンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会	会長 高橋 康彦	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	浦和市高砂4-4-1 三幸ビル2階	336-0011	048(863)0988

(社)埼玉県建設産業団体連合会 会長 島村 治作 浦和市鹿手袋4-1-7 336-8515 048(866)4301



## 埼玉建設労働者福祉センターを ご利用下さい

**【所在地】**浦和市鹿手袋 4-1-7

**【電話】**048-861-4311

**【施設】**大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

**【開館時間】**午前9時～午後5時

### 建産連ニュース 第82号

平成11年10月15日発行

発 行 **社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会**

企画・編集 広 報 委 員 会

〒336-8515 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電 話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印 刷 〒336-0011 浦和市高砂3-6-9

株式会社 信 陽 堂

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月